

令和 7 年度
(2025 年度)
自 己 点 検 評 価 書

令和 8 (2026) 年
三育学院大学

目次

I. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的	3
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の設定	
基準 2. 内部質保証	11
2-1. 内部質保証の組織体制	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	
2-3. 内部質保証の機能性	
基準 3. 学生	19
3-1. 学生の受入れ	
3-2. 学修支援	
3-3. キャリア支援	
3-4. 学生サービス	
3-5. 学修環境の整備	
基準 4. 教育課程	31
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	
4-2. 教育課程及び教授方法	
4-3. 学修成果の把握・評価	
基準 5. 教員・職員	42
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	
5-2. 教員の配置	
5-3. 職員の研修・職能開発	
5-4. 研究支援	
基準 6. 経営・管理と財務	52
6-1. 経営の規律と誠実性	
6-2. 理事会の機能	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	
6-4. 財務基盤と収支	
6-5. 会計	
II. 大学が独自に設定した基準による自己評価	
基準 A. 全人的教育	59

I. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の設定

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成と整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

大学の使命・目的等は学則、大学院学則、学生募集要項入学ガイド、パンフレット、履修要項、シラバス等に明記されている。また、学生、教職員のみならず、本学公式ホームページにて保護者、入学・受験希望者など学内外の関係者に広く周知を図っている【資料 1-1-①-1～6】。

<エビデンス集 資料編>

【資料 1-1-①-1】三育学院大学学則、三育学院大学大学院学則

【資料 1-1-①-2】2026 年度 三育学院大学学生募集要項入学ガイド

2026 年度 三育学院大学大学院学生募集要項入学ガイド

【資料 1-1-①-3】2026 年度 三育学院大学看護学部・大学院看護学研究科パンフレット

【資料 1-1-①-4】三育学院大学履修要項 2025 年度

三育学院大学大学院履修要項 2025 年度

【資料 1-1-①-5】2025 年度三育学院大学シラバス

2025 年度三育学院大学大学院シラバス

【資料 1-1-①-6】三育学院大学ホームページ

(ミッションステートメント、教育目標、ホリスティック・ナーシング、
3 つの特色 <https://www.saniku.ac.jp/>)

1-1-② 中期的な計画への反映

本学は平成 20(2008)年の開学、令和 2(2020)年の大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の開設を中長期的な目標とし運営されてきた。それぞれの設置認可申請書を誠実に履行することにより、申請書に示された使命・目的および教育目標が反映されたものとなっている。さらに令和 6(2024)年度に学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)を策定し【資料 1-1-②-1】、冒頭に本学の「使命・存在意義」「目指すべき姿」「価値観・行動規範」を明記し、本学の建学精神、設立理念に添った教育活動を続け、求められる人材輩出を持続し得ることを目指し、それに基づき中長期的な計画への反映を企図している。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・存在意義である“To Make People Whole Through Christ’s Love”（キリストの愛を通して、全人的成長と豊かな人間性の形成を実現する）を踏まえ、看護学部看護学科及び大学院看護学研究科は、それぞれ三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を掲げ、本学の使命・目的及び教育目的の反映を目指している。

1)看護学部のポリシー

三育学院大学における教育の理念は、設立母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団のキリスト教の精神に基づき、聖書の示すところの人間の「全人的回復」にある。その理念のもと、神をすべての価値の源として真理を探究し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる看護専門職者を育成することを目的としている。その実現のために、看護学部看護学科の掲げる三つのポリシーには、本学の使命・目的及び教育理念、教育目的が反映され、学内外に公表されている【資料 1-1-③-1～3】。

看護学部 三つのポリシー

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与に関する方針）

看護学部看護学科の教育理念、教育目的に基づき、以下の能力・資質を備えている学生に学位を授与する方針を明示している。

＜看護学部ディプロマ・ポリシー＞

1. 人間の尊厳を尊重し擁護する能力
2. 科学的根拠に基づいて、全人的看護（ホリスティック・ナーシング）を実践する能力
3. 看護専門職者としての倫理的態度
4. 看護の対象に関わる人々や保健・医療・福祉における多職種と連携協働できる能力
5. 異文化を理解し国際看護に貢献できる能力
6. 自己の健康を管理する能力
7. 生涯を通して看護の現象について探究し自己研鑽する能力

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の編成と実施に関する方針）

看護学部看護学科の教育理念、教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成のために以下のようにカリキュラムを編成している。

＜看護学部カリキュラム・ポリシー＞

(教育内容)

1. 看護専門職者として、対象者および地域の健康に貢献できる豊かな人間性の育成のため、キリスト教科目を各学年に段階的に配置する。
2. カリキュラム構成は教養教育科目、専門基礎科目、専門教育科目の3つの区分と以下に述べる17の群から成る。具体的には、教養教育科目（6科目群40科目）では、＜アドベンチストの信仰と生活＞＜人間の理解＞＜文化・社会の理解＞＜情報科学＞＜自然の理解＞＜語学の修得＞、専門基礎科目（2科目群16科目）は、＜人間と健康＞＜健康と環境＞、専門教育科目（9科目群61科目）は、＜基礎看護学＞＜地域看護学＞＜母性看護学＞＜小児看護学＞＜成人看護学＞＜老年看護学＞＜精神看護学＞に加え、＜看護の発展科目＞に区分し、3年次からは保健師課程を選択した場合、＜公衆衛生看護学（12科目）＞を加えた区分編成となっている。
3. 本学部の特徴的な教育として、スピリチュアルケアの科目を設置し、自己と対象者の理解を深める。また、国際性を養うための体験学習型海外研修や、国際看護実習を設置している。
4. 人間としての成長をはかるために宗教教育・労作教育・寮教育を取り入れている。

(教育方法)

1. 授業では、予習・復習の時間を確保し、講義・演習・実習などの多様な学習形態を通して展開する。
2. 主体的な学ぶ力を身につけるために、グループワーク、ディベートなどの学修方法を取り入れる。

(教育評価)

各科目の学修目標の達成度を学生と教員で多角的に評価し、授業の改善に繋げる。

【アドミッション・ポリシー】（求める学生像に関する方針）

看護学部看護学科では、キリスト教を土台とした本学の教育理念に基づき、全人的回復を目指す看護を実践し、社会に貢献できる看護専門職者の育成を目指しており、下記の資質を備えている入学者の受け入れ方針を明示している。

＜看護学部アドミッション・ポリシー＞

1. 人と関わることに喜びを見出すことができる人
2. 本学の目指す全人的看護に関心があり、学ぼうという意欲のある人
3. 誠実で基本的な倫理観を備えている人
4. 自己の健康と生活習慣を管理する意識がある人
5. 探求心があり主体的に学習でき、入学前教育に積極的に取り組む意欲がある人

2) 大学院看護学研究科のポリシー

本学は看護学部の単科大学であることから、大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)は看護学部の基礎をさらに発展させるために設立された。大学院では、キリスト教精神を基にした建学の精神に則り、看護学の深奥を究めるために、学術の理論並びに応用を教授

研究し、もって人類の保健医療福祉分野に貢献する人材育成を目的としている。学部ではジェネラリストの看護職者の育成を目標としているが、大学院では、学部で育成することが困難な高度な能力を有する人材の育成を目指している。ホリスティック・ナーシングの視点を持ち、実践の場で抱いた問題意識や実践の根拠について、研究的に発展させ、実践と研究が融和する高度の実践応力を修得し、指導的看護実践ができる人材と専攻分野の各看護学を精深し、研究能力を有する教育者・研究者の育成を教育目標としている。上記の目標を達成するための三つのポリシーを掲げ、それは学内外に公表されている【資料 1-1-③-1～3】。

大学院 三つのポリシー

【ディプロマ・ポリシー】（学位授与に関する方針）

大学院看護学研究科は、上記の目的の実現のために以下の能力・資質を備えている学生に学位を授与する方針を明示している。

＜大学院看護学研究科ディプロマ・ポリシー＞

1. 専攻した専門性において、ホリスティック・ナーシングの視点で理論や最新の知見を論理的・倫理的に看護に活用する能力
2. 多職種との連携協働を牽引し、看護実践の質向上に指導的役割を果たせる能力
3. 看護の実践や研究における課題解決に向けて、科学的根拠に基づき多角的に取り組む能力
4. 看護現象に高い関心を持ち、看護学の発展に寄与する教育・研究能力
5. 高度看護専門職者として、生涯自己研鑽を継続し、社会に貢献する能力

【カリキュラム・ポリシー】（教育課程の編成と実施に関する方針）

大学院看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーの達成のために以下の方針でカリキュラムを編成している。

＜大学院看護学研究科カリキュラム・ポリシー＞

1. 看護実践・教育・研究にホリスティック・ナーシングの視点を備えた人材を育成するために、共通科目に「キリスト教人間学Ⅰ（全人的人間観の探求）」、「キリスト教人間学Ⅱ（全人的看護の探求）」、専門科目に「スピリチュアルケア」を置く。
2. 専攻する看護学の専門性や看護教育能力を高める理論・概念・最新の知見等の基礎的及び高度の知識を修得するために、共通科目及び専門科目に講義として「特論」科目を置く。
3. 多職種との連携協働に関する基礎知識の学修と多元的にその必要性を理解するために、共通科目の「保健医療福祉連携特論」を基盤に、「看護教育学特論」「看護技術特論」、また「成育看護学特論」「成人看護学特論」「高齢者看護学特論」「地域看護学特論」科目の学修を通して対象に適した連携協働の在り方や可能性を探求する。

4. 「実践看護学演習Ⅰ（事例分析）」を置き、「特論」などの講義科目で学修した知識を活用応用レベルまで深化し、課題解決に取り組む能力を育成する。
5. 研究の基礎的知識「看護研究方法論Ⅰ（総論）」と「看護研究方法論Ⅱ（量的研究・質的研究）」、研究論文クリティークのために「実践看護学演習Ⅱ（文献講読）」、研究の一連のプロセスを踏む「特別研究Ⅰ」と「特別研究Ⅱ」の科目を置き、研究能力を育成する。
6. 修了後のキャリア・デザインに基づき、各自の専門性に沿って引き続き探究し、社会に貢献することを可能にするために、実践看護学研究分野1つに統合し、7つの特論科目群を配置する。

【アドミッション・ポリシー】（求める学生像に関する方針）

大学院看護学研究科は、ディプロマ・ポリシーで掲げている指導的役割を果たせる高度看護実践者、教育者・研究者を育成するために、次の能力や態度、資質を備えた入学者を求めている。

＜大学院看護学研究科アドミッション・ポリシー＞

1. ホリスティック・ナーシングの実践に関心と学修意欲のある者
2. 看護実践能力の向上に関心と学修意欲のある者
3. 看護教育能力の向上に関心と学修意欲のある者
4. 看護研究能力の修得に学修意欲のある者
5. 看護学の基礎的知識を有する者

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-1-③-1】三育学院大学ホームページ

看護学部 (<https://www.saniku.ac.jp/about/objective.html>)

大学院 (<https://www.saniku.ac.jp/graduate/feature.html>)

【資料 1-1-③-2】2026 年度三育学院大学看護学部・大学院看護学研究科パンフレット 3つのポリシー（大学 p.18、大学院 p.21）

【資料 1-1-③-3】学生ハンドブック 2026 年度三育学院大学（pp.7-9）

1-1-④ 教育研究組織の構成と整合性

本学では、理事会のもとに教授会が置かれ、教育と研究に係わる委員会が教授会のもとに組織されている【資料 1-1-④-1】。教授会には、教授のみならず総合的な人間教育に係わる全教員、さらには議長の判断で必要と認める場合には職員も構成員に加えることができ、使命・目的を達成するための構成となっている【資料 1-1-④-2】。また、本学の使命・目的に関わるキリスト教教育委員会が置かれており【資料 1-1-④-3】、本学の使命・目的と教育研究組織との整合性が確保されている。さらに教員及び教育研究の資質向上、職員の資質向上を目的としたファカルティ・スタッフディベロップメント委員会（通称FD・SD委員会）が設置され【資料 1-1-④-4】、FD・SD委員会の企画・運営により、教員の教育力と研究力の維持向上、使命・目的に適合した職員による教育支援促進が行われるための研修等が実施されている。

本学では、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、看護学部看護学科、大学院看護学研究科を設置しており、使命・目的等を達成するための適切な教育研究組織を設置している。看護学部看護学科においては「教養教育・専門基礎教育」「基礎看護学」「小児看護学」「女性看護学」「成人・老年看護学」「精神看護学」「地域・公衆衛生看護学」の7つの専門領域を設置し、保健師養成課程も設置している。大学院看護学研究科（修士課程）においては「スピリチュアルケア」「看護教育学」「看護技術学」「成育看護学」「成人看護学」「高齢者看護学」「地域看護学」「キリスト教人間学」「保健医療社会学」の9つの専門領域を設置している【資料 1-1-①-4】。また既設の図書館【資料 1-1-④-5～6】、研究推進支援室、学修センター【資料 1-1-④-7】、キリスト教教育センター、保健室等を含め、使命・目的を達成するために必要な教育研究組織を適切に整備している【資料 1-1-④-1】。これら組織の活動状況については、毎年発行されている年報により報告されている【資料 1-1-④-8】。

以上整備された教育研究組織について、本学学則第2条に「本学は、教育研究水準の向上を図るとともに前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動、組織および運営、ならびに施設および設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と規定されている【資料 1-1-①-1】。自己点検評価書に関しては自己点検評価委員会が作成し【資料 1-1-④-9】、評価に際しては評価方針（アセスメントポリシー）を定め【資料 1-1-④-10】、内部質保証委員会により点検・審議が行われており【資料 1-1-④-11】、使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織運営の向上を図っている。

以上のような教育研究組織及びそれを点検する組織は、本学の使命・目的と整合性を持つ構成となっている。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-1-④-1】 三育学院大学組織図

【資料 1-1-④-2】 三育学院大学看護学部教授会規程、三育学院大学大学院看護学研究科教授会規程

【資料 1-1-④-3】 三育学院大学キリスト教教育委員会規程

【資料 1-1-④-4】 三育学院大学 ファカルティ・スタッフディベロップメント委員会規程

【資料 1-1-④-5】 三育学院大学附属図書館規程

【資料 1-1-④-6】 三育学院大学図書委員会規程

【資料 1-1-④-7】 三育学院大学学修委員会規程

【資料 1-1-④-8】 三育学院大学年報 2025 年度

【資料 1-1-④-9】 三育学院大学自己点検評価委員会規程

【資料 1-1-④-10】 三育学院大学学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）

【資料 1-1-④-11】 三育学院大学内部質保証委員会規程

1-1-⑤ 変化への対応

本学は、その前身である東京衛生病院看護婦学校が昭和 3(1928)年に設立されて以来、100 年近く看護師養成を行っている。昭和 62(1987)年に短期大学に改組転換し、平成

16(2004)年には地域看護学専攻科を設置することで保健師養成も担うようになった。本学は一貫して全人的看護（ホリスティック・ナーシング）を実践する医療従事者の育成に取り組んできたが【資料 1-1-⑤-1】、医療の高度化・国際化・協働化などに対応する必要も生じてきた。教育基本法第7条「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」の条文、及び学校教育法第52条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に則り、保健医療分野における学術の中心として、より広い知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開できる専門者を育成するため、平成20(2008)年に大学看護学部を開設し、看護師・保健師育成教育を行うようになった。さらに保健医療に関する指導的実践者や教育者養成を目的とし、令和2(2020)年に大学院看護学専攻科（修士課程）を設置し教育を行っている。

以上のように、本学は様々な社会情勢、大学を取り巻く状況の変化に対応している。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 1-1-⑤-1】三育学院大学ホームページ

（沿革、ホリスティック・ナーシング <https://www.saniku.ac.jp/>）

【基準1の自己評価】

（1）成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

成果が出ている取り組みとしては、本学における三つのポリシーに関して評価方針（アセスメントポリシー）を定め、年報と自己点検評価書を毎年作成し、内部質保証委員会において点検・審議が行われるサイクルが確立したことである。その内容が教授会やFD・SD研修等で共有されることにより、全教職員が大学の使命・目的の達成状況について理解を深め、改善すべき点に取り組む共通理解が図られてきている。

本学の使命・目的に関わる特色のある取り組みとしては、以下が挙げられる。

①全人的教育とスピリチュアルケア

全人的看護実践の一つである「スピリチュアルケア実習」が実習病院の牧師の指導により行われている。（基準2参照）

②全人教育 HE (Holistic Education) プログラム

本学の教育理念であるキリスト教の精神に基づき、聖書の示すところの人間の「全人的回復」を、より主体的・実践的に学ぶことができる全人教育を行うため、キリスト教教育の新たな取り組みとして「全人教育 HE プログラム」が令和7(2025)年度より開始した。（基準2、基準A参照）

③国際看護実習

ディプロマ・ポリシーの異文化理解、国際看護に貢献できる能力向上のため、海外の系列校と情報交換を行い、交流を深めてきた。

・国際看護実習Ⅰ：米国サザンアドベンチスト大学看護学部における国際看護実習

- ・国際看護実習Ⅱ：インドネシア・アドベンチスト大学看護学部における国際看護実習
(基準2参照)

④系列病院及び系列中等教育学校との連携

系列病院及び系列中等教育学校との連携を行い、教育活動の拡充を図っている。病院現場に勤務する臨床教授・准教授・講師の任命と、臨床教授・准教授・講師による教育活動がなされることにより、大学と病院との連携が深くなり、理論と実践の結びつきを重視した教育を進めている。また令和7(2025)年度より高大連携プログラムにより、三育学院中等教育学校の6年生は看護学部の授業の一部の単位取得をすることができるようになり、大学入学前に一部の単位を取得することができるようになった【資料1-1-補】。令和7(2025)年度に単位を取得した生徒は2名おり、令和8(2026)年度に2名ともに看護学部に入學した。

以上のように、本学は使命・目的及び教育研究上の目的を達成するための活動について計画・実施・評価を行い、全教職員が把握することで改善点を共通理解するようにしている。また主な実習先である東京衛生アドベンチスト病院と密接に連携を図りながら高度な看護学教育を展開することができ、社会から求められる質の高い看護教育を目指すことが可能になっている。さらに高大連携により早期から大学教育を受けることができるシステムにより、より発展した学びができる学修成果が期待できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学は定期的に大学全体の自己点検・評価を実施してきた。今後も定期的に自己点検・評価及び第三者評価を受審し、結果を広く周知し、問題点の改善に取り組みながらも引き続き質の高い看護教育に取り組んでいく。また志願者が減少傾向にある中、長年看護職者を輩出してきた伝統のある本学の強みと特長について外部発信していくことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

大学の使命・目的を果たすためには、大学の経営状況改善が必要であり、理事会や大学経営委員会をはじめとする各会議等にて毎年度の達成状況を点検・評価及び検証を行ってきた。今後も三つのポリシーに基づくPDCAサイクルを円滑に機能させ、引き続き質の高い看護教育の実践に努めていく。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料1-1-補】学生ハンドブック 2026年度教務規程

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、建学の精神及び教育理念に示された社会的使命を果たすため、「三育学院大学学則」第 2 条に自己点検・評価に関する規程を定め、自主的・自律的な質保証を推進している【資料 2-1-①-1】。

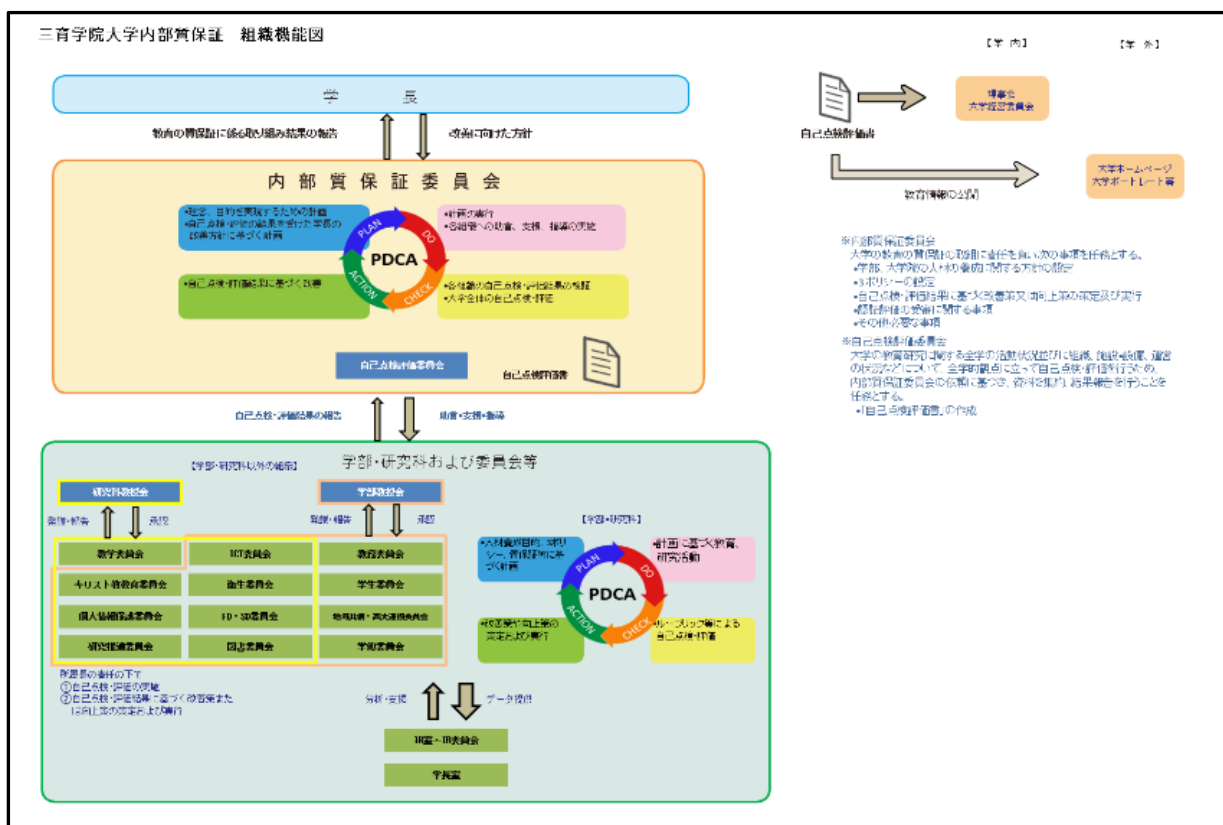
令和 3(2021)年度の認証評価において指摘された「組織的な改善の仕組みの不透明さ」という脆弱性を克服するため、令和 4(2022)年 3 月に大学教育の質を管理する独立組織として内部質保証委員会を設置した【資料 2-1-①-2】。

本学の内部質保証体制は、学長を最終責任者とし、内部質保証委員会を核とした「三育学院大学内部質保証組織機能図」に示す PDCA サイクルによって構成されている【資料 2-1-①-3】(図 2-1)。

学長は、教育の質保証に係る取り組み結果の報告を内部質保証委員会から受け、それに基づき改善に向けた方針を提示する。委員会はこの方針に基づき、各委員会への助言、支援、指導を行う。また、自己点検・評価の結果は理事会及び大学経営委員会へ報告されるとともに、大学ホームページや大学ポर्टレートを通じて学内外へ広く公開される。

内部質保証委員会は大学の質保証に責任を負い、学部・大学院の人材養成方針や三つのポリシー(AP・CP・DP)の設定、自己点検・評価の結果に基づく改善策の策定と実行、認証評価の受審などを任務としている。質保証を「形式的な点検」に留めないため、三つのポリシーに基づく「アセスメントポリシー」【資料 2-1-①-4】及び各段階の評価項目を明示した「アセスメントポリシー・チェックリスト」【資料 資料 2-1-①-5】を作成し、運用している。また自己点検評価委員会と連携して、全学的な活動状況や組織、施設・設備、運営の状況を点検するため、内部質保証委員会の依頼に基づき自己点検評価委員会が資料を集約し、「自己点検評価書」を作成・報告する【資料 2-1-①-6】。学部・研究科における個別の PDCA は、三つのポリシーに基づき計画を立て、教育・研究活動を実施する。ルーブリック等を用いた自己点検・評価を行い、改善策を策定・実行する。事務局・各種委員会については、学長室や IR 委員会によるデータ提供・分析支援を受けながら、各所属長の責任の下で自己点検・評価と改善を行う。教務、学生、キリスト教教育、FD・SD、ICT、研究推進などの多様な委員会がこの枠組みに参画している。

図 2-1 三育学院大学 内部質保証 組織機能図



〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 2-1-①-1】 三育学院大学学則
- 【資料 2-1-①-2】 三育学院大学内部質保証委員会規程
- 【資料 2-1-①-3】 三育学院大学内部質保証組織機能図
- 【資料 2-1-①-4】 アセスメントポリシー
- 【資料 2-1-①-5】 アセスメントポリシー・チェックリスト
- 【資料 2-1-①-6】 2024 年度自己点検評価書

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、「学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)」【資料 2-2-①-1】において、内部質保証体制の確立と実質化を大学運営の最優先課題として位置づけている。この方針に基づき、三育学院大学学則第 2 条【資料 2-2-①-2】及び内部質保証方針【資料 2-2-

①-3】に従って、教育研究活動、組織運営、施設設備等の状況について、全学的かつ継続的な自己点検・評価を年1回実施している。

実施体制については、組織的な役割分担と連携を明確化している。具体的には、教務、学生、入試広報、FD・SD、IR等の各委員会及び事務局が、それぞれの管轄業務における一次的な点検（組織レベルのPDCA）を実施する【資料2-2-①-4】。これらの点検結果や「学修成果可視化システム（アセスメンター）」による客観的データ、学生による授業評価アンケート等の結果は、自己点検評価委員会によって集約され、年度ごとの「自己点検評価書」としてまとめられる【資料2-2-①-5】。その後、学部長を委員長とする内部質保証委員会が、中期計画のアクションプランやアセスメントポリシー【資料2-2-①-6】に照らして全学的な分析・評価を行い、その結果を学長及び理事会に報告して承認を受ける体制を整えている。

点検・評価の結果を実質的な改善に繋げるための学内共有プロセスについても、重層的な仕組みを構築している。自己点検・評価の結果や学修成果の分析内容は、教授会や運営委員会等で審議されるだけでなく、年3回実施される全学的なFD・SD研修会を通じて、全教職員に周知・共有されている【資料2-2-①-7】。これにより、中期計画に掲げた目標達成に向けた組織的な意識改革と、各領域における具体的な教育改善（シラバスの修正や学修支援の強化等）を促進している。また、学生に対しては、授業評価の結果やそれに基づく教員からの改善回答をシラバスでの閲覧等を通じてフィードバックしており、教育の透明性と質保証の実効性を確保している。

さらに、本学の特色である「全人的教育」の質を維持するため、内部での点検に加え、設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会（AAA）による外部評価を定期的に受審し、客観的な視点からの質保証を図っている。これらの自己点検・評価の成果及び中期計画の進捗状況は、自己点検評価書【資料2-2-①-8】や三育学院大学年報【資料2-2-①-9】として取りまとめ、本学ホームページ上で広く社会に公表することで、高等教育機関としての社会的説明責任を果たしている。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料2-2-①-1】 学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028年度)

【資料2-2-①-2】 三育学院大学学則

【資料2-2-①-3】 2025年度内部質保証委員会方針

【資料2-2-①-4】 三育学院大学内部質保証組織機能図

【資料2-2-①-5】 2024年度三育学院大学自己点検評価書

【資料2-2-①-6】 三育学院大学アセスメントポリシー

【資料2-2-①-7】 2025年度FD・SD研修会資料

【資料2-2-①-8】 2024年度三育学院大学自己点検評価書

【資料2-2-①-9】 2025年度三育学院大学年報（No.8）

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、大学運営の意思決定及び教育改善の基礎となるエビデンスを提供するため、IR (Institutional Research) 委員会が中心となり、各種調査・データの収集と分析を組織的に実施している【資料 2-2-②-1】。収集対象となるデータは、入学者選抜における高校評定値や入学時の基礎学力テスト結果、在学中の GPA、単位修得状況、さらには国家試験模試の結果や最終的な合格状況など多岐にわたり、これらを継続的に蓄積している【資料 2-2-②-2】。

特に、学生のジェネリックスキルの測定については、令和 5(2023)年度に導入した PROG テストの課題（受験者負担の大きさや分析の制約等）を IR 委員会で検証した結果、令和 7(2025)年度からは看護系大学生の実態に即した社会人基礎力尺度へと切り替え、より精緻な本学独自の分析を可能とした。これに加え、本学の教育の特色である「全人的教育」の成果を可視化するため、神学科教員の協力のもと独自に開発・監修したスピリチュアリティに関する尺度や、生活体験を把握するための家事関連項目などを導入し、多角的なデータ収集に努めている【資料 2-2-②-3】。これらの調査は、前期講義終了後に Google フォーム等を用いて全学生を対象に実施されており、学生への十分な説明と倫理的配慮を行った上で、適切にデータ管理がなされている。

収集されたデータの分析結果については、単なる数値報告に留めず、過去数年間のデータを用いた横断的・縦断的分析を通じて本学学生の傾向や特性を抽出している。例えば、学生委員会や教務・学生課と連携して実施した就職先アンケートや、卒業時アンケートの分析結果は詳細な報告書として取りまとめられ、内部質保証委員会や学長室へ提出されている【資料 2-2-②-4】【資料 2-2-②-5】。これらのエビデンスは、教授会での共有を経て、学修支援の強化や国家試験対策、さらには入試制度の見直しやカリキュラム改善に向けた具体的な検討資料として活用されており、教学マネジメントにおける客観的な判断材料を提供することで、教育研究活動の質保証における実効性を高めている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-2-②-1】 三育学院大学 IR 委員会規程

【資料 2-2-②-2】 アセスメントポリシー・チェックリスト

【資料 2-2-②-3】 2025 年度社会人基礎力の測定結果と分析

【資料 2-2-②-4】 2025 年度就職先アンケート

【資料 2-2-②-5】 2025 年度卒業時アンケートの結果と分析報告書

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学内外の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援、学生生活、学修環境等の質向上及び教育改善に向け、多角的な手法で学生の意見や要望を継続的に把握・分析し、その結果を組織的に教育・運営の改善へ活用する体制を構築している。

教育活動の核となる授業科目に関しては、毎学期末に全科目を対象とした無記名の授業評価アンケートをアセスメンターを通じて実施している【資料 2-3-①-1】。収集された集計結果及び自由記載の意見は、各科目担当教員及び各教育領域において詳細に分析・共有され、次年度のシラバス修正や教授法の改善に直接反映される仕組みとなっている。特に、学生からの評価に対して教員が改善に向けた回答を記述し、それらを全科目分取りまとめた冊子を図書館に置くことで、学生がいつでも自身の意見がどのように教育改善に繋がったかを確認できる体制を整えており、評価プロセスの透明性と学生へのフィードバックを重視している。

学生生活及び学修環境に関する意見把握については、本学の特色である学寮教育を活かし、重層的な仕組みを整えている。大多喜キャンパスでは各寮に配置された寮監による定期的な面談や、学生委員会が主導する無記名の寮生活アンケート【資料 2-3-①-2】を通じて、生活環境や精神的なニーズをきめ細かく汲み取っている。また、大多喜・東京の両校舎に設置された意見箱（投書箱）は教務・学生課等が適切に管理しており、寄せられた要望は内容に応じて関連部署や教授会に報告され、迅速な対応がなされる体制となっている【資料 2-3-①-3】。さらに、クラスアドバイザー及びグループアドバイザー制度を通じた定期的な個人面談では、学修上の悩みや生活上の要望を直接聴取し、その内容を学生カルテに記録して教職員間で共有することで、個々の状況に応じたきめ細かな支援（合理的配慮等を含む）を実現している。

これらの意見収集と分析の結果を実質的な改善に結びつけた具体的な事例として、2024年度の授業評価アンケートの活用が挙げられる。同調査において「急変時の看護演習を充実させてほしい」という具体的な要望が寄せられたことを受け、教務課及び学部長において検討を行った結果、2026年度より災害看護の授業の中で、実習病院の急変対応チーム（LS委員会）に直接指導を依頼する科目を設定することが決定した【資料 2-3-①-4】。また、過去には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急調査に基づき、自宅学修にかかる資料代の支給や入寮制限期間中の寮費減額措置を講じるなど、学生の声を反映させた柔軟な学生支援を迅速に展開してきた実績がある。

今後の展望として、卒業時だけでなく、在学中のより早い段階で学生の潜在的なニーズを把握・解消できるよう、IR委員会との連携による調査手法の高度化を図るとともに、分析結果を教学マネジメントの意思決定にさらに活用していく。これにより、学生が主体的な学修者として大学運営に参画し、教育の質の向上を実感できるような内部質保証の機能性をより一層高めていく。

<エビデンス集 資料編>

【資料 2-3-①-1】 2025 年度授業評価アンケート

【資料 2-3-①-2】 2025 年度寮生活アンケート

【資料 2-3-①-3】 2025 年度意見箱への内容資料

【資料 2-3-①-4】 2024 年度・2025 年度授業担当検討資料

2-3-② 学内外の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、教育研究活動の質を社会的な視点から検証し、大学運営の改善に繋げるため、実習施設、就職先、卒業生、保護者、及び地域社会といった多様な関係機関や学外関係者からの意見や要望を継続的に把握・分析し、活用する体制を整えている。主要な外部連携先である実習施設に関しては、主な施設との連絡会議を年 2 回開催するほか、実習サポート委員会を 2 か月ごとに開催している【資料 2-3-②-1】。同委員会には大学の実習指導教員と病院側の臨床指導者が参加し、実習中の課題や施設側からの要望を直接協議しており、その検討結果は教務委員会や教授会を通じて迅速に教育現場へ反映されている。また、卒業生の看護実践能力に対する評価を把握するため、就職先病院を対象とした本学のディプロマ・ポリシー（DP）に準拠するアンケート調査を実施している【資料 2-3-②-2】。この調査結果は、本学の教育内容が臨床現場でどのように機能しているかを確認する重要な指標として、カリキュラムの検討資料に活用されている。

保護者に対しては、毎年 4 月に実施する学年別の説明会（対面及び Zoom）を通じて、学生生活や国家試験対策、キャリア支援に関する要望の把握に努めている【資料 2-3-②-3】。さらに、本学の設置母体に関連する系列病院や近隣の教会、全人教育 HE プログラムを通じた地域住民との関わりの中で得られる意見も、教育プログラムの改善や学生支援の強化に活かされている【資料 2-3-②-4】。

しかしながら、現状におけるこれらの意見・要望の収集・分析のプロセスは、教務・学生課、入試広報部、地域共創センターといった各部署において個別に行われており、情報の集約ならびに全学横断的な分析には至っていないことが課題として挙げられる。このため、情報の重要度に応じた組織的な共有範囲や、改善に向けた優先順位の判断が各部署の裁量に委ねられている側面がある。

今後の展望として、次年度からはこれらの多層的な意見・要望を、内部質保証委員会を中心とした体制のもとで、組織的かつ体系的に集約・分析する仕組みを構築していく。具体的には、各部署で収集された外部評価データを IR 委員会と連携して一元的に管理し、エビデンスに基づいた全学的な分析を行うことで、第三次中期計画の達成状況の検証や、大学全体のガバナンス及び教育研究の質向上へより効果的に活用できる体制を目指す。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-3-②-1】 2025 年度実習指導者連絡会議議事録

【資料 2-3-②-2】 2025 年度就職先アンケート資料

【資料 2-3-②-3】 2025 年度保護者会プログラム 説明資料

【資料 2-3-②-4】 2025 年度 HE プログラム報告書

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、建学の精神に基づき教育研究活動の質を恒常的に改善・向上させるため、学

校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)【資料 2-3-③-1】において内部質保証体制の確立と実質化を最優先課題として掲げ、全学的な PDCA サイクルを機能させる仕組みを構築している。この仕組みは、三つのポリシー (AP・CP・DP) を起点としており、大学全体レベルから各委員会、領域 (学部・研究科) レベルに至るまで、重層的に質保証が図られるよう設計されている。

PDCA サイクルの具体的な運用にあたっては、学長室及び内部質保証委員会が、学長の改善方針に基づき全学的な内部質保証の基本方針を策定する (Plan)。これを受け、教務、学生、実習、FD・SD 等の各委員会や看護学部、大学院看護学研究科の各組織は、全学的方針に準拠した年次計画を策定し、具体的な教育研究活動を推進している (Do)。これらの活動成果は、内部質保証委員会が策定した学修成果の評価方針 (アセスメントポリシー)【資料 2-3-③-2】及びアセスメントポリシー・チェックリスト【資料 2-3-③-3】に基づき、客観的なデータを用いて検証・評価される (Check)。特に、令和 5 (2023) 年度より本格導入した学修成果可視化システム (アセスマンター) の活用により、学生一人ひとりの目標達成度や科目ごとの DP 到達度を定量的に把握することが可能となり、エビデンスに基づいた精緻な点検・評価が実現している。

点検・評価の結果は、単なる報告に留めず、実質的な改善行動 (Action) へと直結させている。自己点検評価委員会が集約した自己点検評価書【資料 2-3-③-4】や三育学院大学年報【資料 2-3-③-5】における分析結果は、内部質保証委員会での審議を経て学長及び理事会へ報告される。学長はこれらの結果を踏まえ、次年度に向けた改善方針を各組織に提示し、必要に応じて助言や指導を行うことで、教学マネジメントの改善を促進している。現場レベルにおいても、授業評価アンケートや学修成果の分析結果を FD・SD 研修会等で全教職員が共有し、シラバスの修正や学修支援体制の見直し、さらには入試制度の改善へと反映させることで、組織的な改善サイクルを実質化させている。また、本学の特色である全人的教育の質を担保するため、内部の PDCA サイクルに加え、設置母体であるセブンスデー・アドベンチスト教団世界総会外部評価 (AAA) を定期的に受審し、客観的な視点からの点検・改善も継続している。このように、中期計画の目標達成に向けた「計画・実施・評価・改善」のプロセスが、学部・研究科の教育現場から経営層まで一貫した流れとして定着しており、内部質保証システムは実効性を持って機能している。

今後も、社会情勢や学生像の変化に柔軟に対応しつつ、この PDCA サイクルを継続的に稼働させることで、教育研究活動のさらなる質向上と社会的説明責任の履行に努めていく。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 2-3-③-1】 学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)

【資料 2-3-③-2】 三育学院大学アセスメントポリシー

【資料 2-3-③-3】 アセスメントポリシー・チェックリスト

【資料 2-3-③-4】 2024 年度三育学院大学自己点検評価書

【資料 2-3-③-5】 2025 年度三育学院大学年報 (No. 8)

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、内部質保証体制の確立と実質化を大学運営の最優先課題として掲げ、令和3(2021)年度末の内部質保証委員会の設置を起点に、全学的なPDCAサイクルの構築に組織的に取り組んできた。令和4(2022)年度には内部質保証方針、内部質保証委員会規程、及びアセスメントポリシーを策定し、令和5(2023)年度からは学修成果可視化システム（アセスメンター）を本格導入することで、学生が自身の学修状況を客観的に把握し、教職員がエビデンスに基づいた教育改善を行える基盤を確立させた。これらの継続的な取り組みの結果、2025年度に受審した追評価において、認証評価時に指摘された「学修成果の点検・評価」及び「各種規則の整備・運営」に関する改善が認められ、適合の評価を得たことは、本学の内部質保証システムが実効性を持って機能し始めたことを示す重要な成果である。また、学生による授業評価に加え、本学の特色である学寮教育を活かした寮生活アンケートや、独自のスピリチュアリティ尺度を用いた多角的なデータ収集・分析をIR委員会と連携して実施している点は、全人的教育の質を保証する本学独自の優れた取り組みと言える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これまでの自己点検・評価及び追評価の過程において、いくつかの課題も明確化されている。現状、学生生活や実習施設、地域社会といった学内外からの意見・要望の収集は、教務・学生課や学生委員会、地域共創センターといった各部署において個別に行われており、情報の全学的な一元管理や体系的な横断分析には至っていない。

また、IR活動においても、収集したデータを単なる数値報告に留めず、より高度な分析を用いて教育成果の要因を特定し、中期計画の精緻な検証に反映させていく必要がある。さらに、次期令和10(2028)年度に受審予定の第4期認証評価に向けて、新基準に適合した組織体制の再編やエビデンスデータのさらなる蓄積、及び情報の公開体制をより強化していくことが、将来的な重要課題として挙げられる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組みの予定

上述の課題に対し、本学では内部質保証委員会を中心として、学内外の多層的な意見を組織的かつ体系的に集約・分析する仕組みの構築を進めている。具体的には、次年度より各部署で得られた外部評価データをIR委員会へ集約し、教学マネジメントの意思決定に直結させるプロセスの確立を目指す。

第4期評価システムへの対応として、規程類の整合性を再確認するとともに、FD・SD研修を通じて教職員の意識を常に最新の質保証基準へと適合させ、大学全体のガバナンス体制を継続的に改善していく計画である。これにより、情報の積極的な公開を通じて、大学運営及び教育活動の透明性を高め、三つのポリシーに基づく質の高い看護教育と全人的教育を保証する体制を整えていく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、その前身を含め 96 年間に亘り、一貫して全人的看護の実践をその理念に据えて看護教育を実践してきている。平成 20(2008)年大学開学以降も入学者受入方針にも全人的看護の理念を反映しており、学部と大学院のアドミッション・ポリシーを以下の通り定義している。

看護学部・大学院看護学研究科アドミッション・ポリシー（再掲）

学 部	看護学部では、キリスト教を土台とした本学の教育理念に基づき、全人的回復を目指す看護を实践し、社会に貢献できる看護専門職者の育成を目指しています。看護専門職者として必要な、次の資質を備えている学生を求めます。 1. 人と関わることに喜びを見出すことができる人 2. 本学の目指す全人的看護に関心があり、学ぼうと意欲のある人 3. 誠実で基本的な倫理観を備えている人 4. 自己の健康と生活習慣を管理する意識がある人 5. 探究心があり主体的に学習でき、入学前教育に積極的に取り組む意欲がある人
大学院	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）は、ディプロマ・ポリシーで掲げている指導的役割を果たせる高度看護実践者、教育者・研究者を育成するために、次の能力や態度、資質を備えた入学者を求めます。 1. ホリスティック・ナーシングの实践に関心と学修意欲のある者 2. 看護実践能力の向上に関心と学修意欲のある者 3. 看護教育能力の向上に関心と学修意欲のある者 4. 看護研究能力の修得に学修意欲のある者 5. 看護学の基礎的知識を有する者

このアドミッション・ポリシーは「三育学院大学ホームページ」「学生募集要項」「大学院学生募集要項」に掲載しており、本学の情報を収集する受験生やその保護者、高等学校進路指導担当教諭、関連施設等に周知している。特にオープンキャンパスや進学説明会等の広報活動ではアドミッション・ポリシーを具体的に説明し、その浸透を図っている【資料 3-1-①】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-①】 三育学院大学ホームページ

看護学部 (<https://www.saniku.ac.jp/about/objective.html>)

大学院 (<https://www.saniku.ac.jp/graduate/curriculum.html>)

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【看護学部看護学科】

学部の入学者選抜に当たっては、入試広報委員会が主体となってアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れについて検討しており、さらに教授会で審議した上で、学長が決定した内容で入学試験を実施している【資料 3-1-②-1】【資料 3-1-②-2】

学部の入試においては、高等学校長の推薦を受けて出願する「学校推薦型選抜試験」、入学希望者が自らの意思で出願する「総合型選抜試験」、及び学力試験によって可否を判定する「一般選抜試験」を実施し、入試区分の多様化を図っている。これにより、アドミッション・ポリシーに沿った学生を広く募集・確保することに努めている。また、高等学校卒業（見込み）の者に限らず、「その他の入試」として社会人等選抜試験及び海外帰国生選抜試験を実施し、社会人や帰国生など多様な背景を持つ入学希望者を受け入れるための門戸を開いている。

選抜試験方法として、学校推薦型選抜試験は、本学での学修を強く望んでいる者に対し、出身学校長の推薦に基づき学科試験を免除し、指定校推薦及び公募制推薦の選考方法は面接試験と書類審査により選考している。

総合型選抜試験は、本学の理念に対する理解、看護学への関心や学ぶ意欲、姿勢を評価し実施する入学試験であり、選考方法は出願時に提出する調査書等と面接、事前レポートの提出により総合的に評価し選考している。また出願者の成績基準により総合型特別試験区分を設け、資質の高い学生の確保に努めている。

一般選抜試験は、教科の学力試験に基づく入試区分として、1月から3月にかけて3回行なっている。現代の国語・言語文化（古文・漢文を除く）、英語コミュニケーションⅠ、生物基礎、数学Ⅰのうちから3科目選択、高得点2科目を選考の得点とし、各回とも面接を実施し総合的に評価して選考している。さらに、多様な入試制度への対応として社会人及び帰国生等を対象とする入試を行なっている。選抜方法は小論文と併せ面接を実施し、総合的に評価し選考している。

本学の入学試験の特色として、すべての選抜区分において面接試験を実施している点が挙げられる。面接試験では、看護専門職としての適性、特にコミュニケーション能力を見極めるとともに、本学の理念に対する受験生の理解度を把握することに努めている。

入学試験合格者に対する入学までの学修意欲の継続と向上のための取り組みとして、合格者に対し入学前課題を課している。また、このプログラムが単に入学までに終わる課題とならないよう、学修センターのプログラムにおいて試験を実施している。入学後の大学での学びの繋がりを工夫し、より効果的な内容とするため教材の検討を毎年行っている。

【大学院看護学研究科】

大学院の入試については、学力試験（各専攻の専門知識を問う、基本的問題1題と応用的問題1題の記述式試験）及び面接で可否を判定する「一般入学試験」、本学の卒業見込みの者もしくは本学の卒業生で所属機関より推薦を受けた者を面接で可否を判定する「推薦入学試験」の2つの入学試験により、大学院のアドミッション・ポリシーに沿う学生を広く求め、確保するように努めている。この2つの入学試験は同時に、Ⅰ期（9月上旬）、Ⅱ期（1月中旬）、Ⅲ期（2月下旬）に分けて実施している。

なお、一般入学試験に先立ち、大学または指定された専修学校等を卒業していない受験希望者に対し、出願資格審査（大学を卒業した者と同等以上の学力があると判定する個別の入学資格審査）を実施している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-②-1】三育学院大学入試広報委員会規程

【資料 3-1-②-2】2025 年度三育学院大学年報（No. 8）「入試広報委員会」（pp. 16-22）

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

1) 学部の定員・入学者

学部の入学者数は、令和 3(2021)年度以降減少傾向が続いており、大変厳しい状況である。入学定員充足率は令和 3(2021)年度の 105%から減少し令和 7(2025)年では 50%となっている。この状況に対し、2025 年度に重点的に取り組んだこととして、まず入学者数 30 名を必達目標として掲げ、学長が入試広報委員長及び部長を兼務する体制下で広報活動を展開した。ターゲットエリアを絞り、年間 2,000 校の高校訪問を目標に設定して資料請求数の増加に注力した。その結果、夏季までに前年比約 3 倍のペースで 1,000 校以上の高校を訪問し、進路指導担当者との面談機会を得ることができた。しかし、入学者数の伸びに直接つながっていかなかったことには他の要因も考えられ、このことを分析し次年度の学生募集の計画につなげていく考えである。【資料 3-1-③-1】

2) 大学院の定員・入学者

大学院の入学者数は、大学院開設の令和 3(2021)年より令和 7 年(2025)の 5 年間では、定員 5 名に対して 5～3 名（充足率 100%～60%）であったが【資料 3-1-③-2】、今年度実施の令和 8(2028)年度入試では、応募者数 0 であり、令和 8(2028)年 4 月の入学者は 0 名となった。これまで 5 年間の入学者は、隣接する東京衛生アドベンチスト病院の看護師（中でも看護管理者が多い）が大部分であり、また、系列病院の神戸アドベンチスト病院からの入学者も含まれていた。今後は関連施設以外にも幅広く応募を募るとともに、入学資格等についても検討が必要と考え、大学院教学委員会において議論を重ねている。

具体的には、次年度の令和 9(2027)年度入試からは、出願資格の看護師資格を外すことを検討しており、実施予定である。さらに、次年度よりスピリチュアルケア専門領域を再開するため、令和 9(2027)年度入試では、さらに幅広い募集が可能となり、これらの内容を組み込んだ、より積極的な広報活動を計画している【資料 3-1-③-3】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-1-③-1】2025 年度三育学院大学年報（No. 8）「入試広報委員会」（pp. 16-22）

【資料 3-1-③-2】令和 6(2024)年度三育学院大学自己点検評価書「大学院の定員・入学者」（pp. 15-16）

【資料 3-1-③-3】三育学院大学年報 2025 年度（No. 8）「教学委員会」（pp. 12-15）

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、教務委員会及びその下部組織として位置付けられる実習ワーキンググループ、さらに低学年を中心に学修支援をしている学修委員会、教員が主体となり学年ごとに組織しているクラスアドバイザー制度により計画、実施されている【資料 3-2-①-1～3】。

教務委員会では、教育課程全般に関する検討、審議を行い現行の教育課程が円滑に運営されていることを確認している。令和 5(2023)年度からは学修成果可視化システム（以下アセスメンターとする）を導入し、学生が学期初めに自己の目標を設定し、学期の終わりに到達度を確認できるようにすることによって、学生自身が自己の学修状況を把握できるようにしている【資料 3-2-①-4】。

加えて、本学では学生の学修を支援するため、Google Classroom を活用している。また科目により課題の提出や、評価の確認などを Google Classroom で行うこともある。オンライン教育は従来の対面での学びを補完し深めるための仕組みとして活用している。特に、教室に集まることの少ないゼミで学修している卒業研究の掲示板としての役割や、看護学実習に関する事前課題、記録用紙、ルーブリック評価なども、Google Classroom に集約している【資料 3-2-①-4】。

また、本学では、学生の看護技術習得を支援するために、e ラーニングツール「Nursing Skills」を導入し、授業や自己学習に活用している。本ツールの活用により、学生は基礎的な看護技術の動画を視聴しながら、手順や注意点を事前に確認することができ、演習や実習に臨む際の理解度が向上した。また、各自のペースで繰り返し学習できるため、個々の習熟度に応じた学習が可能となり、自己学習の促進につながっている。さらに、教員が学生の学習履歴を把握することで、適切な指導やフィードバックを行うことができ、より効果的な技術指導が実現した【資料 3-2-①-4】。

また、学修支援の柱として教員によるクラスアドバイザー制度を設けている。クラスアドバイザー制度は 1～3 年次に設けられ、各学年担当する複数名の教員は当該学年に必要な履修指導・学修支援を行っている。特に学修が困難な状況にある学生については、教務委員会、教授会で情報が交換され、必要な情報は教務・学生課職員にも共有され、全学的な支援体制が整っている。学内における学修支援の取り組みとして、低学力者を抽出し、学年アドバイザー、学修センター、IR 委員会と情報を共有しつつ支援を行っている。学生の進退などについての相談や面談についても、教務・学生課とアドバイザーが連携を取りつつ、学生の支援を実施している。また、大多喜キャンパスに設置されている学修センターは、初年次教育の一貫として各種プログラムを通年で実施し、学生の学びを支援している【資料 3-2-①-5】。具体的には、看護学生の学びについての看護学部長講話を始めとし

て、図書館の活用法、学期毎や課目毎の目標の立て方、授業の受け方、ノートテイキング、レポート作成、スケジュール管理などのテーマで講義を行っている。また、前期後期共に、1年生には上級生から、経験者としての視点からの勉強の取り組み方について講話を聴く機会も提供している。4年生はグループアドバイザー制度をとり、2～3名程度の学生を1名の教員が個別指導し、最終学年の学びを支え、看護師・保健師国家試験受験、進路や就職の相談等の支援を行なっている。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 3-2-①-1】2025 年度三育学院大学年報 (No. 8)「教務委員会」(pp. 31-36)

【資料 3-2-①-2】2025 年度三育学院大学年報 (No. 8)「実習ワーキンググループ」(pp. 37-39)

【資料 3-2-①-3】2025 年度三育学院大学年報 (No. 8)「学修委員会」(pp. 65-66)

【資料 3-2-①-4】学校で使用する各種ツールについて

【資料 3-2-①-5】学修センター前期スケジュール

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では大学院開設当初より TA 制度を設置しているが【資料 3-2-②-1】、その活用がなされていない。その背景には、大学院生は社会人入学が大半を占め、学業と仕事を両立していることから、TA 制度を活用する機会がほとんどないことが考えられる。今後は TA 制度の積極的な活用を大学院生に案内していくことによって学部の学生の学修支援を図る考えである。

本学の学修支援体制を支えるものとしては、前述したアドバイザー教員のほかに、補講を実施する教員を置いている。特に4年生を中心にこれまでの学びを復習し、最終学年としてふさわしい学びの達成に向けた支援をしている。

学修を支援する方策として、オフィスアワー制度を全学的に設け、活用を促している。シラバスにはオフィスアワーについての案内を記載し、学生が質問できる環境を整えている。特に試験前後に学生が学習の振り返りができるように、授業に関する質問、補習等のためのオフィスアワーを設けて学生に周知している。また、本学は2校地があるため、学生が教員に相談しやすいように、教員のメールアドレスをシラバスに記載して学生の学修をサポートしている【資料 3-2-②-2】。教員が学生と別のキャンパスにいる際には、必要に応じてオンラインでのオフィスアワーの時間を設けている。特に、学部1～2年次の基礎看護技術のレベル向上のために、特別なオフィスアワーの時間枠を設け、学生の看護技術の練習に立ち会い、アドバイスをしている。令和7(2025)年度卒業生アンケートによると、オフィスアワーを「よく利用した」「利用した」学生は48.0%で、「利用しなかった」「あまり利用しなかった」学生は48.0%となっている。利用した学生は全員オフィスアワーを役に立ったと回答している【資料 3-2-②-3】。

障がいのある学生へ配慮として、令和2(2020)年度より、学生委員会の下部組織として「合理的配慮・発達障害等相談部門」を立ち上げ、入学前から何らかの配慮を要する学生への支援をしている【資料 3-2-②-4】。申請してきた学生には、「合理的配慮・発達障害等相談部門」に所属する教員が面接を行い、支援内容を関係部署に連絡し、学生が安心して

学修に取り組めるようにしている。実習においても合理的配慮の必要な学生の参加をふまえ、実習指導者と学生情報と配慮事項を共有し、適切な配慮の元に学修活動が継続できるように支援している。また、学内には身体的障がい者への対応として、エレベーターの設置はないものの、スロープの設置や、車椅子対応のトイレを3か所（大多喜キャンパス2・東京校舎1）に設置している【資料3-2-②-5】。

中途退学、休学及び留年になった学生に対しては、そこに至る前にクラスアドバイザーが面談し、学修が継続できるように丁寧に対応している。中途退学になってしまった場合には学部長が本人及び保護者と面談し、今後の学修の継続や進路の変更などについて説明し、相談に応じている。【資料3-2-②-6】

＜エビデンス集 資料編＞

【資料3-2-②-1】三育学院大学大学院ティーチング・アシスタント取扱規程

【資料3-2-②-2】2025年度三育学院大学シラバス

【資料3-2-②-3】2025年度卒業時アンケートの結果と分析報告書（IR委員会）

【資料3-2-②-4】2025年度三育学院大学年報（No.8）「学生委員会」（pp.42-44）

【資料3-2-②-5】大多喜キャンパスおよび東京校舎内車椅子対応トイレ写真

【資料3-2-②-6】看護学部2025年度前期成績確定スケジュール

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学は、ディプロマ・ポリシーに示すとおり、その特徴であるキリスト教の価値観に基づいた全人的看護を実践できる看護専門職者を育成する教育課程を策定しており、その達成に向けて段階的に学修を積み上げることによりキャリア形成ができるように編成されている。具体的な科目の配置として、1年次前期には「キリスト教概論」を通してキリスト教の愛と奉仕について学び、さらに1年次後期にはそれを看護に結び付ける「三育の全人的看護と伝統」と「聖書Ⅰ」を学ぶことによって、キリスト教の価値観に基づいた看護観の理解を促している。3年次には「スピリチュアルケア」「スピリチュアルケア実習」を通して全人的看護の理解が実践に結び付く学びを深化させている【資料3-3-①-1】。

また、本学はディプロマ・ポリシーとして本学独自の「自己の健康を管理する能力」を掲げている。人々の健康を守り支える専門職としてまず自らの健康を十全な状態に保つことを特に価値づけている。そのための科目として2年次には「ミニストリーオブヒーリング」というキリスト教的奉仕の視野に立った健康管理に関する科目や、「健康教育論Ⅰ・Ⅱ」が配置されている。また、ディプロマ・ポリシーの1つである「異文化を理解し国際看護に貢献できる能力」も卒業生が国際看護の視野を持ち活躍できるように本学のキャリア形

成として長く取り組んでいる。「国際看護論」や「国際看護実習Ⅰ・Ⅱ」などはそのために開講されている科目である。4年次には、卒業を控えた学生が「看護専門職論」を通してキリスト教の価値観を備えた専門職者としての高い意識付けを行うことによって本学独自のキャリア形成を行なっている【資料3-3-①-1】。

本学は2年次後期からキャンパスを移動し、主たる実習病院である系列の病院が隣接する校舎で学んでいる。必修科目である「疾病・治療学Ⅲ」は系列病院の医師が担当し、それ以外の多くの科目で系列病院の薬剤師や認定看護師、管理栄養士などが授業を担当することによって、チーム医療を自ら学び取ることができる環境にある【資料3-3-②-2】。

本学は、3年次より保健師課程を設置しており、保健師としてのキャリア形成も可能となっている。公衆衛生看護学の科目群で保健師になるための学びをするとともに、同時に「日本国憲法」等の教養教育科目を履修することによって養護教諭二種の資格取得も可能となっている【資料3-3-②-3】。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料3-3-①-1】キャリア支援に関する授業科目名一覧

【資料3-3-②-2】2025年度三育学院大学年報（No.8）「非常勤講師一覧」（pp.131）

【資料3-3-②-3】2025年度履修要項

3-3-② キャリア支援体制の整備

【看護学部看護学科】

学生のキャリア支援プログラムは、主に教務・学生課と学生委員会が担っている【資料3-3-②-1】。学生委員会では就職ガイダンスを企画し、学部2～4年生に就職先の選び方や自己アピールの仕方、志願書の書き方、面接の受け方等、具体的なガイダンスを実施している【資料3-3-②-2】。また、Google Classroomを用い随時教務・学生課から有用な就職関連の情報を発信している。

4年生のアドバイザー教員は、国家試験対策の個別指導とともに就職に関する個別指導も行っており、学生へのきめ細かい対応がなされている。

本学は、看護師・保健師を育成する教育課程を有しているため、学生の卒業時の就職先はその多くが看護師、または保健師である。看護師・保健師の資格を取得するための支援も国家試験対策ワーキンググループが担い、学生が4年間の学びを振り返り、国家試験に安心して臨むことができるように手厚い支援を行なっている。具体的には、2年次には低学年対象の国家試験模試を実施することで、学生がそれまでの学びの成果を確認し、学修の励みとなる機会を提供している。さらに4年次には本格的な受験の準備として年間10回ほどの国家試験模試を実施することで学力を確認し、成績が不十分な学生には補講を行っている。学生が最後まで意欲を保ちながら受験準備に取り組めるように卒業生による対策講話等も実施し、学生の受験を支援している【資料3-3-②-3】。

【大学院看護学研究科】

本学大学院は、高度看護専門職者の養成を目指すカリキュラムとなっている。看護実践上の問題や未対応の課題などを、「実践看護学演習Ⅰ（事例分析）」と「実践看護学演習Ⅱ

（文献購読）」を通して研究課題に繋げ、「特別研究」の中で、テーマの焦点化から一連の研究プロセスに沿って、修士論文が作成できるカリキュラムを編成している【資料 3-3-②-4】。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 3-3-②-1】三育学院大学学生委員会規程

【資料 3-3-②-2】2025 年度就職ガイダンス一覧

【資料 3-3-②-3】2025 年度三育学院大学年報（No. 8）「国家試験対策ワーキング」（pp. 46 - 51）

【資料 3-3-②-4】2025 年度大学院履修要項「カリキュラムの構成」（pp. 7-8）

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

本学は、学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置し、窓口として教務・学生課が対応に当たっている【資料 3-4-①-1～2】。

学部 1 年生から 2 年生前期にかけて、ほぼ全ての学生が大多喜キャンパス内の寮で生活しているため、学生が安心して学業に取り組めるように、心身の健康・経済・生活全般にわたる支援を行っている。寮では入学時に三育学院生活ガイドを配布し、生活全般に関するガイダンスを行っている。寮監が生活をサポートし、学生が安心して生活できるように支援し、さらに寮生活によって成長できるように寮内の役員を学生内で決め活動している。これらの活動を通して、寮での学生たちの生活満足度は高いものとなっている。2025 年に実施した寮生活のアンケート調査の結果では、寮生活で自分の気持ちの変化について問う質問に対して「思っていたより楽しかった」との回答が 67.7%あり、その理由を問う自由回答では、「多くの友達ができる」「寮生活でのメリットが大きい、難しい勉強を先輩や同級生と協力し合える」「寮生活でしか学べないことや気づけないことがある」「友達との仲が深まるし、自立心が身につく」など多数の肯定的回答があった。さらに、寮生活を通して得られた学びとして、「人間関係スキル」との回答が 85.9%あった【資料 3-4-①-3】。

2 年生後期からの学生は、東京校舎での学修となり環境が大きく変化し、学生が都会での生活に順応できるようにするため、生活での困りごとに対し生活アドバイザー（職員）が対応・支援している【資料 3-4-①-4】。

本学には、以下に述べるように、身体的及び精神的な不調から学生を守るため、カウンセラーや保健室などがサポートしている。

保健室は、正規看護師 1 名が常時在籍し保健室業務を担い、予防接種、応急処置、定期健康診断、さらに健康啓発活動といった活動を実施している。体調不良者に対しては教務・学生課へ連絡し、病気療養期間について等の必要事項を報告し、学部の教員に連絡をする

ことにより学生へのサポートが円滑に行えている。また、大多喜キャンパスにおいては、大学の校医、近隣の病院のサポートを得ながら保健室が中心となっており、学生の健康管理を行っている。多くの学生が学寮に入寮しているため、夜間は寮監、授業時間は保健室で対応している。大多喜キャンパスでは大学の立地上、受診、通院に不便さが伴う為、寮監や保健室が必要に応じ病院への送迎を行っている。東京校舎においては、実習病院が隣接しているため、病院の支援を得て、学生の健康管理を行なっている【資料 3-4-①-5】。

本学には、大多喜キャンパス、東京校舎いずれも学外のカウンセラーが配置されており、学生が相談したいときに学生自身が直接カウンセラーに連絡を取り、相談できるように体制を整えている【資料 3-4-①-2】。また、大多喜キャンパスには、系列の神学科を擁する専門学校が存在し、常勤の教員はチャプレンとしても本学の学生と関わり、学生のメンタルケアの一部を担っている。同様に東京校舎においても隣接した教会の牧師がチャプレンとして学生のメンタルケアに関わっている。

学生は学生生活の中で、学業に励むとともに課外活動にも携わり、経験の幅を広げリフレッシュを図り、心身ともに安定した生活を送れるように学生の課外活動を支援している【資料 3-4-①-2】。学内には学生が自治をしている学生会（研成会）があり、様々なサークル活動がその中で行われている。さらに学生によるボランティア活動も盛んに行われており、大学は活動費の支給等を通して支援している【資料 3-4-①-2】。

また、教職員・学生がチームとして活動するキャンパス・ミニストリー・センター（CMC）では、学びや交流のための集会、学内カフェなど毎週定期的なプログラムが企画されている。これらのプログラムに参加することで、キリスト教的雰囲気の中で癒やし・憩いの提供を受けることができている【資料 3-4-①-6】。

ハラスメントへの対応については、本学は、「三育学院大学ハラスメント防止に関する規程」を制定し【資料 3-4-①-7】、学内でハラスメントが起こらないように、また、問題が発生した場合には迅速かつ公正に被害者の救済及び問題解決が図れるよう、ハラスメント防止委員会を設置しており【資料 3-4-①-8】、学生が相談しやすいように、外部窓口を設置している。また、ハラスメントの相談の方法がわかりやすいように、ガイドラインを制定し学生が閲覧できる学生ハンドブックに掲載するとともに【資料 3-4-①-9】、入学時にはハラスメントに対する啓発のガイダンスを実施している。実習中のハラスメント対策については臨地実習要項の基本事項に記載している【資料 3-4-①-10】。令和 7(2025)年度は、ハラスメントの相談は 2 件あり、相談窓口から委員会への報告があり、適切な対応がなされた。

奨学金による経済的支援も積極的に行っている【資料 3-4-①-2】。経済的に困窮する学生への支援体制として、本学には入学前から多種の奨学金制度を準備している。系列病院からは学生数の約 6 割程度の枠で奨学金を給付・貸与している。この奨学金は例年枠のほぼ全てが利用されている。この奨学金には入学が決定した時点で受給できる特別支給という制度が設けられ、入学時に発生する学納金をあらかじめ差し引いた形で支給し、入学してくる学生の経済的負担を軽減している。令和 6(2024)年度からは、入学試験の成績優秀者には授業料の 4 年間の全額を免除する奨学金（Do For Others 奨学金）が用意されている。その他、入学後は本学の独自の奨学金があり、学業や人物が優秀であり、経済的に困難のある学生を学年に若干名の枠を設けて経済的に支援している。さらに、独自の奨学金

制度として勤労奨学金という制度があり、大学図書館や食堂などで勤労を行ない、その労働の対価以上の金額を奨学金として給付し経済的に支援している。公的な奨学金としては、「日本学生支援機構奨学金」等が利用されている。奨学金の利用にあたっては、入学前からの合格者への通知、入学後は教務・学生課からの案内、新年度オリエンテーションでの説明、学生に一斉メール及び掲示を行ない、学生が積極的に利用できるように配慮している。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 3-4-①-1】三育学院大学学生委員会規程

【資料 3-4-①-2】2025 年度三育学院大学年報 (No. 8)「学生委員会」(pp. 42-44)

【資料 3-4-①-3】大多喜キャンパス寮生活についてのアンケート (2025)

【資料 3-4-①-4】2025 年度三育学院大学・大学院体制

【資料 3-4-①-5】2025 年度三育学院大学年報 (No. 8)「学生保健ワーキング」(pp. 58-60)

【資料 3-4-①-6】2025 年度三育学院大学年報 (No. 8)「キリスト教教育委員会」(pp. 56-57)

【資料 3-4-①-7】三育学院大学ハラスメント防止に関する規程

【資料 3-4-①-8】三育学院大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 3-4-①-9】2025 年度学生ハンドブック (pp. 40-42)

【資料 3-4-①-10】臨地実習要項【基本事項】(p. 21)

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営管理

3-5-② 図書館等の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営管理

本学は併設する専門学校三育学院カレッジ（神学科）と校地を共有しており、校地面積は 54,451 m²である。校舎においても併設する三育学院カレッジと共有しており、校舎面積は 7,352 m²であり、校地面積・校舎面積いずれも大学設置基準を満たしている（表 3-5）【資料 3-5-①-1】。

大多喜キャンパスでの看護学部学生は主に 3 号館及び 4 号館の教室を使用している。講義室は全て AV 機器等によるマルチメディア（プロジェクター、音響機器、実物投影機等）に対応した装置を備えている。実習室は 2 号館に基礎看護実習室を配置し、実技演習が可能となるよう設備・教材を揃えている。その他、少人数での必要に対応するためのセミナー室、カンファレンスルームを備えている。また、東京校舎においても講義室、実習室、図書室を備え、学生が講義を受けたり、実習中にグループワークをしたり、調べ物をしたることができるようになっている。

学生が継続的・効果的に学修ができるようにするため、履修科目・成績等を確認するた

めのポータルサイト、科目達成度や授業評価をするためのアセスメンター、看護技術の動作を確認するための看パスなどのツールを導入するとともに、学内及び寮に Wi-Fi 環境の整備をしている【資料 3-5-①-2】。

表 3-5 本学校地校舎面積と大学設置基準上の面積の比較

本学の校地面積		大学設置基準上の面積	本学の校舎面積		大学設置基準上の面積
校舎敷地	35,244 m ²	2,000 m ²	校舎等施設	7,352 m ²	3,966 m ²
運動場敷地	19,207 m ²				
合計	54,451 m ²				

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-5-①-1】施設・設備の管理に関する規則

【資料 3-5-①-2】学校で使用する各種ツールについて

3-5-② 図書館等の有効活用

図書関連施設の総面積は、三育学院深澤記念図書館が 522 m²、東京校舎図書室が 93 m² であり、閲覧席が図書館内(大多喜キャンパス)に 72 席、図書室内(東京校舎)に 13 席ある。他にはデータベース検索用端末が 3 台、視聴覚教材用端末が 2 台整備されている。

蔵書は 67,000 冊以上であることに加え、外国書 20 種を含めた 97 種の学術雑誌を所蔵している。蔵書及び学術雑誌は図書館のウェブサイト経由で学内外からの検索が可能(OPAC)である。

文献検索データベースは「医学中央雑誌 Web」「最新看護索引 Web」「メディカルオンライン」の 3 種類を契約しており、国内外の文献検索が可能となっている。これらのデータベースは図書館経由により学内外からの利用が可能である。

図書館の開館時間は平日 8:00～17:50(金曜日のみ 14:30 まで)、平日夜間月～木 18:30～21:30、金曜 8:00～14:30、日曜 8:00～12:00、13:00～17:30、東京校舎図書室の開館時間は平日 7:00～21:00(金曜日のみ 16:00 まで)であり、長期休暇中の貸し出しも行っている。スタッフ体制は図書館長(教員)以下、正職員(司書)1 名、アルバイト 3 名の計 5 名で運営している。図書館では利用促進を目的としたガイダンスを新年度オリエンテーション時に学生会が、そして入学週に学修センターが実施している【資料 3-5-①-1～2】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 3-5-①-1】三育学院大学附属図書館規程

【資料 3-5-①-2】2025 学生ハンドブック「図書館利用案内」

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

学内にはエレベーターの設置はないものの、バリアフリー環境を確保するため段差部分には簡易スロープを各所に設置し、学内をスムーズに移動ができるようにしている。また、車いす対応の多目的トイレを大多喜キャンパスに 2 か所、東京校舎に 1 か所設置している。

施設、設備については、学内の施設管理課が常に点検、整備を行うとともに、火災報知器などの点検を法令に則って実施し、適正な維持管理を行なっている。

〔基準 3 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

基準3では学生を支援する取り組みの中でも学生生活を直接サポートする寮生活での支援が本学の特色ある取り組みであり、学生の満足度を上げている。入学前は寮生活に対して不安もあった学生が、寮生活を経験することで、多くの友人を得、同じ目標を持つ学生同士で助け合い、看護師になるためのコミュニケーション力を培っていることがアンケートと調査の結果明らかとなっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準 3 において、最も大きな問題として挙がるのは入学者数が低迷していることである。2025 年度は入学者数 30 名（60％）の確保を必達目標として掲げ、学長が入試広報委員長及び部長を兼務する体制下で広報活動を展開した。ターゲットエリアを絞り、年間 2,000 校の高校訪問を目標に設定して積極的な取り組みをおこなった結果、夏季までに前年比約 3 倍のペースで 1,000 校以上の高校を訪問でき、進路指導担当者との面談機会を得た。しかし、このような広報活動の量的な拡大が最終的な志願者・入学者の増加につながらなかったことは、重く受け止めている。この活動量と成約率の乖離については詳細な問題分析を行い、次年度の戦略に反映させることが急務である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学の最も大きな問題として掲げた入学者数の低迷については、次年度以下のような計画で取り組んでいく考えである。外部調査（株式会社リクルート）によれば、2022 年度に年内入試の入学者が年明け入試を上回って以降、その傾向は加速している。また、従来の「学校推薦型」入試が減少する一方で、「総合型選抜」入試が大幅に増加している。受験者は効率性を重視した「学力型総合型選抜」へシフトしており、複数大学を併願する傾向にある。この変化に即応し併願を可能とする入試に変更していく。さらに入学者確保の最重要チャネルとして機能しているオープンキャンパス及び看護学体験セミナーについて、戦略的にアップデートする考えである。具体的には他大学の成功事例を分析し、学生スタッフの主体性を引き出す運営スタイルに転換し、受験生目線での企画・運営を行い、満足度の向上と入学への意欲醸成を図っていく。さらに、本学は系列の高校を持っており、それらの系列校の進路指導部への働きかけを行い、看護学部という進路の魅力について理解を促す取り組みを行っていく考えである。また、本学には系列の病院が日本全国に 3 病院あり、それらの病院には奨学金が用意されている。令和 6(2024)年には学生募集への支援として、大幅な増額が決定された。これらも志願者への情報としてさらに積極的にアピールしていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【看護学部看護学科】

看護学部のディプロマ・ポリシー（以下この基準において「DP」という）は、ミッションステートメント【資料 4-1-①-1】、学則第 1 条【資料 4-1-①-2】に定めた目的の達成を目ざして教授会審議【資料 4-1-①-3】により平成 29(2017)年度に策定され、平成 30(2018)年度より運用している。

令和 7(2025)年度は、カリキュラムの改訂に向けた検討を行い、DP、看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性を検討した。また、DP は、大学ホームページ、学生ハンドブック【資料 4-1-①-4】、シラバス【資料 4-1-①-5】等に掲載し、周知している。年度初めのガイダンス、実習オリエンテーション等の機会に説明するとともに、DP の達成に向けた学生個々の目標設定を推進している。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科の DP は、ミッションステートメント、大学院看護学研究科の目的の達成を目ざして策定されており【資料 4-1-①-6】、教学委員会【資料 4-1-①-7】、教授会において、年度末に評価、見直しを行っている【資料 4-1-①-8】。また、大学ホームページ、大学院履修要項、シラバス【資料 4-1-①-9】等に掲載し、各学期開始時のガイダンスで全学生に説明し、周知している。

<エビデンス集 資料編>

【資料 4-1-①-1】 三育学院大学ホームページ ミッションステートメント、ディプロマ・ポリシー (<https://www.saniku.ac.jp/>)

【資料 4-1-①-2】 三育学院大学学則

【資料 4-1-①-3】 三育学院大学教授会規程

【資料 4-1-①-4】 学生ハンドブック 2025 年度

【資料 4-1-①-5】 三育学院大学授業概要（シラバス）

【資料 4-1-①-6】 三育学院大学ホームページ ミッションステートメント、大学院ディプロマ・ポリシー (<https://www.saniku.ac.jp/>)

【資料 4-1-①-7】 三育学院大学大学院教学委員会規程

【資料 4-1-①-8】 三育学院大学大学院教授会規程

【資料 4-1-①-9】 三育学院大学大学院看護学研究科 大学院履修要項 2025 年度

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

【看護学部看護学科】

学部における単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準については、DP を踏まえた上で「三育学院大学学則」を始めとし、「三育学院大学学位規程」（平成 20[2008]年度）【資料 4-1-②-1】及びシラバス【資料 4-1-②-2】等に定めている。これらは、「履修要項」【資料 4-1-②-3】、「学生ハンドブック」【資料 4-1-②-4】、「学修の成果及び卒業認定に関する情報（ホームページ）」【資料 4-1-②-5】に記載し、1 年次のガイダンスの際に説明している。さらに、単位・出席、定期試験などの履修上の留意事項は、学期毎及び科目毎のオリエンテーションで学生に周知し、指導している。

単位認定、進級判定及び卒業認定については、学則【資料 4-1-②-6】等に定め、学生に周知した上で、厳正に適用している。

その適用については、基準に添った認定及び判定を厳正に行っており、科目の単位認定、進級判定、卒業認定それぞれ教務委員会【資料 4-1-②-7】の審議を経た上で、教授会に諮り【資料 4-1-②-8】、決議している。

学修の評価は、三育学院大学学則【資料 4-1-②-6】及びシラバス【資料 4-1-②-2】に基づき、科目担当教員が S、A、B、C 及び D の 5 段階をもって判定し、S、A、B、C を合格としている（表 4-1）。

表 4-1 学修評価の判定基準

評 価		単位認定
100～90 点	S	合 格
89～80	A	
79～70	B	
69～60	C	
59 点以下	D	不合格

また、他大学等において修得した単位については、科目担当教員が本学のシラバスと既修得科目のシラバスを照合し、認定について検討し、教務委員会【資料 4-1-②-7】の審議を経た上で、教授会【資料 4-1-②-8】に諮り、決議している。

令和 7(2025)年度の取り組みとして、令和 6(2024)年度に系列の中等教育学校の生徒が履修できる科目を開講し（高大接続プログラム）、履修後に本学に進学した学生の単位認定申請を受け、履修単位を大学の単位として認定した。

【大学院看護学研究科】

大学院における単位認定基準及び修了認定基準については、DP を踏まえた上で「三育学院大学大学院学則」【資料 4-1-②-9】を始めとし、「三育学院大学大学院学位規程」【資料 4-1-②-10】及びシラバス【資料 4-1-②-11】等に定めている。これらは、「大学院履修要項」【資料 4-1-②-11】に記載し、ガイダンスの際に説明している。また、修了認定要件の

一つである修士論文審査基準は、ホームページにて公表している【資料 4-1-②-12】。

単位認定、修士論文審査受験などの履修上の留意事項は、随時オリエンテーション等を実施し、学生に周知し、指導している。

大学院看護学研究科の単位認定、修了認定については、学則【資料 4-1-②-9】等に定め、学生に周知した上で、厳正に適用している。

その適用については、基準に添った認定及び判定を厳正に行っており、修了認定については、修得単位及び学位論文の合格をもって教授会【資料 4-1-②-13】において審議し、学長が行っている。

学修の評価は、「三育学院大学大学院学則」【資料 4-1-②-9】及びシラバス【資料 4-1-②-11】に基づき、科目担当教員が S、A、B、C 及び D の 5 段階をもって判定し、S、A、B、C を合格としている（表 4-1 に同じ）。

学位論文に関わる評価については、大学院履修要項に「修士論文審査基準」として明記し【資料 4-1-②-11】、学生に周知している。また、「三育学院大学大学院修士論文審査内規」に基づき論文審査を実施している【資料 4-1-②-14】。

また、他大学の大学院等において修得した単位については、10 単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができることを明示している。

〈エビデンス集 資料編〉

- 【資料 4-1-②-1】三育学院大学学位規程
- 【資料 4-1-②-2】三育学院大学授業概要（シラバス）
- 【資料 4-1-②-3】三育学院大学履修要項
- 【資料 4-1-②-4】学生ハンドブック 2025 年度
- 【資料 4-1-②-5】学修の成果及び卒業認定に関する情報（ホームページ）
- 【資料 4-1-②-6】三育学院大学学則
- 【資料 4-1-②-7】三育学院大学教務委員会規程
- 【資料 4-1-②-8】三育学院大学教授会規程
- 【資料 4-1-②-9】三育学院大学大学院学則（第 7 章 課程の修了及び学位の授与）
- 【資料 4-1-②-10】三育学院大学大学院学位規程
- 【資料 4-1-②-11】三育学院大学大学院看護学研究科履修要項 2025 年度（シラバス含む）
- 【資料 4-1-②-12】三育学院大学大学院修士論文審査基準（ホームページ）
- 【資料 4-1-②-13】三育学院大学大学院教授会規程
- 【資料 4-1-②-14】三育学院大学大学院修士論文審査内規

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④教養教育の実施

4-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

DP の目的を実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うため、看護学部看護学科のカリキュラム・ポリシー（以下この基準において「CP」という）、大学院看護学研究科の CP が策定されている。

また、CP は学生ハンドブック【資料 4-2-②-1】、大学院履修要項【資料 4-2-②-2】、ホームページ【資料 4-2-②-3～4】等に掲載することによって周知を図っている。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【看護学部看護学科】

看護学部の教育理念は、キリスト教の精神に基づき、聖書の示すところの人間の「全人的回復」にある。この理念のもと、神を全ての価値の源として真理を探究し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。令和 2(2020)年度のカリキュラム改正に伴い、DP と DP を達成するための看護学部看護学科の CP を策定し、一貫性を保っている。

【大学院看護学研究科】

DP に到達する人材育成を目的に、看護学研究科の CP が編成されている。また、CP に沿った具体的な科目を明示し、DP との一貫性を明確化している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-2-②-1】 学生ハンドブック 2025 年度

【資料 4-2-②-2】 三育学院大学大学院看護学研究科履修要項 2025 年度（シラバス含む）

【資料 4-2-②-3】 三育学院大学看護学部 カリキュラム・ポリシー

(<https://www.saniku.ac.jp/>)

【資料 4-2-②-4】 三育学院大学大学院 カリキュラム・ポリシー

(<https://www.saniku.ac.jp/>)

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【看護学部看護学科】

本学看護学部のカリキュラムは、教育理念に基づき DP 及び DP に基づく CP を策定している。また、看護師養成学校として文部科学省からの指定を受けており、養成所指定規則の要件も充足すべく教育課程を編成している。編成としては、「教養教育科目」「専門基礎教育科目」「専門教育科目」の 3 区分による科目を設定している【資料 4-2-③-1】。

教養教育に相当する「教養教育科目」は、6 科目群から構成されている。本学の教育理念を実現するための科目としては、《アドベンチストの信仰と生活：11 科目》があり、人生の身近な問題を考え、語り合い、キリスト教を土台とした幅広い人間観を学ぶ。また、

看護の対象となる人々を理解するための《人間の理解：7科目》、異文化やグローバル社会に対応するための知識を学ぶ《文化・社会の理解：6科目》、分析・コミュニケーション能力を高める《情報科学：4科目》、自然界の諸現象を学問的に理解する《基礎科学：4科目》、多様な対象者に対応するための《語学の修得：5科目》を設置している。

「専門基礎教育科目」は、2科目群から構成されている。人間の体と心の仕組み及び健康障害の原因や疾病、健康増進について理解するための《人間と健康：9科目》、生活者としての人間に対する支援のあり方を学ぶ《環境と健康：8科目》を設置している。

「専門教育科目」は、8科目群から構成されている。各看護学領域に共通する基盤としての《基礎看護学：11科目》、生活の場及び対象特性に応じた看護を展開するための《地域看護学：9科目》、《精神看護学：4科目》、発達段階に応じた看護を展開するための《成人・老年看護学：12科目》、《小児看護学：4科目》、《女性看護学：4科目》を設置している。また、異文化を理解し世界で健康支援を展開するための《国際看護：4科目》を設置しており、国際看護実習Ⅰ・Ⅱ（選択科目）により学修を深める機会を提供している。また、卒業後に看護を発展させていくことを目指した《看護の発展科目：16科目》には、スピリチュアルケア及びスピリチュアルケア実習を設置し、本学のホリスティック・ナーシングの修得を実現するカリキュラムとしている。

シラバスには、CPに沿って配置されている科目の全てにDPを基にした教育目標の各項目との関連を明記している。また、それぞれの科目には、カリキュラムマップに示している科目ナンバリングと「概要」「科目目標」「履修要件・注意事項」「授業設計」「評価方法・評価基準」などを記載し、学生にわかりやすく詳細に伝えている。

なお、看護学部においては、保健師養成学校としての課程も設置しており、国家試験受験資格取得に向けた科目を設置している【資料4-2-③-1】。

【大学院看護学研究科】

大学院においては、CPに基づき、＜共通科目＞＜専門科目＞＜研究科目＞の3区分による科目を設定している【資料4-2-③-2】。

＜共通科目＞は、専門科目を学修するために共通して必要な基礎的知識や専門科目の視野を広げるための科目であり、必修科目として「キリスト教人間学Ⅰ（全人的人間観の探求）」、「キリスト教人間学Ⅱ（全人的看護の探求）」、「保健医療福祉連携特論」、「看護研究方法論Ⅰ（総論）」、「看護研究方法論Ⅱ（量的研究・質的研究）」の5科目を設置している。

＜専門科目＞は、実践看護学分野の「特論」科目、「演習」科目から構成されており、専攻する分野の「特論」科目と「実践看護学演習Ⅰ（事例分析）」、「実践看護学演習Ⅱ（文献講読）」を通して、専攻分野の知識の習得と応用、研究論文の批判的読解能力の修得を目指している。

＜研究科目＞は、「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」の2科目を設置し、研究テーマの焦点化から一連の研究プロセスを経て、修士論文完成へと導くことを目的としている。

大学院履修要項には、三つのポリシーを明示し、カリキュラムの構成、修了要件、科目履修、修士論文の作成と審査について明記し、大学院生が課程の進行を理解しやすいようにしている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-2-③-1】三育学院大学看護学部履修要項 2025 年度

【資料 4-2-③-2】三育学院大学大学院看護学研究科履修要項 2025 年度（シラバス含む）

4-2-④ 教養教育の実施

【看護学部看護学科】

4-2-③で述べたとおり、看護学部で教養教育に相当する「教養教育科目」は、《アドベンチストの信仰と生活》《人間の理解》《文化・社会の理解》《情報科学》《基礎科学》《語学の修得》の6科目群から構成されており、DPと明確に関連付けられ、適切に配置され運用が図られている【資料 4-2-④-1】。

【大学院看護学研究科】

看護の専門科目の基盤となる科目として共通科目が設置されており、その中には、ミッションステートメント、DPを達成するための「キリスト教人間学Ⅰ（全人的人間観の探求）」、「キリスト教人間学Ⅱ（全人的看護の探求）」2科目と、保健医療専門職として必要な知識としての「保健医療福祉連携特論」があり、教養科目としての要素を含んでいる【資料 4-2-④-2】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-2-④-1】三育学院大学履修要項 2025 年度

【資料 4-2-④-2】三育学院大学大学院履修要項 2025 年度（シラバス含む）

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

【看護学部看護学科】

学生が主体的に学修に取り組むことを意図して、アクティブラーニングを導入している【資料 4-2-⑤-1】。語学修得や情報処理、看護技術修得演習等の実技を伴う学修は、少人数グループを設定し、学生個々が体験の機会を得られるよう工夫している。特に看護技術修得に向けては、eラーニングの活用を推奨し、いつでも学修できる体制を整えている。

3年次後期の領域別実習に向けて、3年次前期には、演習科目「看護展開演習Ⅱ」を設置している。この科目には、講義・演習にて学んだ知識・技術を効果的に実習に結びつけるためのシチュエーション・ベースド・トレーニングを導入している。事例とシミュレーションを通して、看護過程の展開と必要な技術のスキルアップを模擬体験することを意図している。

また、最新の医療現場の現状やトピックに触れる機会を持つため、臨床教授による講義・演習を取り入れている。それとともに、各領域実習を円滑に進めるために実習施設の担当者との打ち合わせを十分に行い、情報交換を行っている。領域実習の多くを依頼している施設とは、年2回の「実習指導者連絡会議」を通して、学生の傾向、実習目的、施設の現状の共有を図り、実習指導体制を整えている。

【大学院看護学研究科】

大学院の研究指導においては、主指導教員を入学時に決定して専門領域の講義、演習、特別研究の指導を一貫して行っている【資料 4-2-⑤-2】。演習においては、学生の研究課題に応じた事例や文献を取りあげ、主体的に情報収集・分析を進めプレゼンテーションを行うアクティブラーニングを導入している。授業評価及び修了時調査によって、目標達成状況や教授方法等の意見を確認し、改善に努めている。

＜エビデンス集 資料編＞

【前掲資料 4-2-④-1】三育学院大学履修要項 2025 年度

【前掲資料 4-2-④-2】三育学院大学大学院履修要項 2025 年度（シラバス含む）

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【看護学部看護学科】

看護学部では、DP を基にした教育目標として、1. 堅実な人生観と広い視野をそなえた世界観を確立する、2. 霊的、知的、身体的次元の均衡ある発達と、文化的、社会的、心理的領域もふくめた人間全体の成熟をめざす、3. 人格の陶冶と奉仕の精神の涵養に努める、4. 専門分野のゆたかな知識と確かな技術を修得する、5. 論理的な思考力と深い洞察力と実際の応用力を身に付ける、6. 自らの意思を適確に伝達し、積極的で建設的な人間関係を築く能力を育成する、7. 本学での学びをファーストステージと捉え、卒業後においても向上心と研究心を堅持し、より広いステージにおいて活躍できる力を培うことを掲げている。教育目標達成の成果は、学生の学修成果の把握を通して点検している【資料 4-3-①-1】。

DP と各科目の関連性は、シラバスに明記し、学修成果は、「評価方法・評価基準」に基づき、「到達目標」に掲げる能力が身についているか試験等を実施して測定している。また、学生による授業評価を実施し、授業改善に役立てるとともに、学生自身が自己の目標達成度を確認することができるよう学修成果可視化システム（以下この基準においてアセスメンターと呼ぶ）を導入している。学修者は、カリキュラムを通して何を学び身に付けることができるのかを「三つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）」により確認し【資料 4-3-①-2】、アセスメンターを通して成績評価と自己評価結果を客観視し、総合的な目標達成状況の確認、改善を行っている【資料 4-3-①-3】。

教職員は、ファカルティ・ディベロップメント（以下この基準において「FD」という）及びスタッフ・ディベロップメント（以下この基準において「SD」という）研修・教育研修（年 3 回実施）を通して、学生の学修成果及び DP 到達度を確認・検討することにより、

三ポリシーの整合性、課題、今後の改善策を共有し、教育活動の改善、向上に努めている【資料 4-3-①-4】。また、DP、CP、アドミッション・ポリシー（以下この基準において「AP」という）の三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法として、アセスメントポリシー・チェックリストを作成し、活用している【資料 4-3-①-5】。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科は、次の 5 項目の DP を定めている。それらは、1. 専攻した専門性において、ホリスティック・ナーシングの視点で理論や最新の知見を論理的・倫理的に看護に活用する能力、2. 多職種との連携協働を牽引し、看護実践の質向上に指導的役割を果たせる能力、3. 看護の実践や研究における課題解決に向けて、科学的根拠に基づき多角的に取り組む能力、4. 看護現象に高い関心を持ち、看護学の発展に寄与する教育・研究能力、5. 高度看護専門職者として、生涯自己研鑽を継続し、社会に貢献する能力である。また、DP の達成に向けて、6 つの CP を設定し、特に、看護実践・教育・研究にホリスティック・ナーシングの視点を備えた人材を育成するため、修了後のキャリア・デザインの構築に資する科目の充実を図っている【資料 4-3-①-6】。

科目の修了時には、厳格な成績評価を行うとともに、学生による授業評価の実施を行い、履修規定に沿った進行を実施している。また、課程修了時には、厳正な修了判定を行い、学位を授与している【資料 4-3-①-6】。

令和 5(2023)年度に三つのポリシーを踏まえた学修成果の可視化方針としてアセスメントポリシーを策定し、教育の内部質保証のための PDCA サイクルを明確にした。三つのポリシーと教育目標に基づく教育を実践し、学修成果の点検・評価を実施している【資料 4-3-①-7】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-3-①-1】三育学院大学学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）

【資料 4-3-①-2】三育学院大学カリキュラムマップ

【資料 4-3-①-3】三育学院大学学修成果可視化システム(アセスマンター)
「DP 達成度の進捗」

【資料 4-3-①-4】三育学院大学ファカルティ・スタッフディベロップメント委員会規程

【資料 4-3-①-5】アセスメントポリシー・チェックリスト「実施報告手順」付

【資料 4-3-①-6】三育学院大学大学院履修要項 2025 年度

【資料 4-3-①-7】三育学院大学年報 2025 年度「教学委員会活動報告」

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【看護学部看護学科】

DP、CP、AP の三つのポリシーに基づく学修成果の把握・評価結果のフィードバックを行うためにアセスメントポリシー・チェックリスト【資料 4-3-②-1】を作成し、活用している。

1) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握

①アドミッション・ポリシー達成度

本学は、キリスト教を土台とした教育理念に基づき、全人的回復を目指す看護を実践し、社会に貢献できる看護専門職者の育成を目指している。本学が求める学生像は、看護学を学ぶために必要な基礎学力と思考力、対人関係に必要なコミュニケーション能力、直面する課題を解決しようとする意思と能力、看護学への関心や学習意欲を備えた人物である【資料 4-3-②-2】。

1 年次のアドバイザー教員による入学後の個人面談を通して、入学前の情報を適切に入手でき、入学後の学生生活に適應できているかを把握し、教授会を通して共有し、入試広報活動に還元している。また、1 年次の基礎学力確認テスト、社会人基礎力の測定結果により、基礎学力、コミュニケーション能力、問題解決能力等を把握し、学生が学修目標を達成できるように努めている【資料 4-3-②-3】。

②カリキュラム・ポリシー達成度

学期ごとの成績評価（GPA：Grade Point Average、以下 GPA）、授業評価アンケート等により、学生の授業の理解度を評価することを通して学修成果を確認している。また、その結果を反映する休学、退学率といった学生の動静状況も評価指標としている。さらに、社会人基礎力については、入学時から継続して各学年において測定し、その成果を学年アドバイザーが学生とともに確認することを通して、学修活動や就職活動に生かしている。加えて、カリキュラムの適正な運用については、新年度開始前のシラバスチェックをはじめとして、学期ごとの三ポリシーの整合性の点検、年度末の専門性・DP 到達度評価により判断している【資料 4-3-②-4】。

これらの学修状況の把握とともに、学生生活・学修生活実態調査を実施し、学生の満足度を確認し、寮生活や学修環境の調整を図っている。

③ディプロマ・ポリシー達成度

学位授与率、就職/進学率、国家試験合格率、取得単位数、卒業時 GPA、卒業時アンケートにより評価している。また、卒業時には、社会人基礎力を再評価し、その成長度を確認している。さらに、卒業後の就職先へのヒアリングを行い、その結果に基づき卒業生の DP 到達度評価を行うとともに、これらの評価結果をもとに、入試制度の見直しに生かすための入試制度別成績も確認している【資料 4-3-②-5】。

具体的には、学生一人ひとりの学修成果は、各学年末の専門性・DP 到達度評価により判断することに加え、その評価を学生自身が確認することができるようにアセスメンターを導入している。学修者は、カリキュラムを通して何を学び身に付けることができるのかを「三つのポリシー点検シート（三育学院大学カリキュラムマップ）」により確認し、アセスメンターを通して成績評価と自己評価結果を客観視し、総合的な目標達成状況の確認、改善を行っている。

教職員は、FD・SD 研修・教育研修（年 3 回実施）を通して、学生の学修成果及び DP 到達度を確認・検討することにより、三ポリシーの整合性、課題、今後の改善策を共有し、教育活動の改善、向上に努めている【資料 4-3-②-6】。

2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の評価結果のフィードバック

【看護学部看護学科】

前述したアセスメンターを活用して、学生と教員が学修成果を共有して確認することができる。アセスメンターは、修得単位、GPA、成績達成度、目標に対する自己評価、授業評価等により構成されており、学期ごとの学修目標と振り返りが入力でき、学生自身が自己を客観視し、自律的に目標達成を目指すことを支援するシステムである。この結果を活用して、アドバイザー教員・学年担当教員、授業科目担当教員は、学生一人ひとりの学修到達度を確認している。特にアドバイザー教員は、学生の学修目標達成度をこのシステムを用いて把握し、学期ごと及び必要時に行う面接の際にこの情報を活用できるとともに、学生と情報共有しながら、課題の確認、改善点の提示、次なる目標設定を進め、学生の学修に関する PDCA サイクルを確立している。また、面接を行った教員は、当該学生へのフィードバックとして、今後の学修に関するコメント（アドバイス等）を登録し、共有できるシステムとなっている【資料 4-3-②-7】。

授業科目担当教員は、自身が担当している科目の受講学生の目標到達度についてアセスメンターを用いて把握できる。また、授業評価アンケートの結果を確認し、次の授業改善に役立てている。その内容は、シラバスに反映し、教員相互によるシラバスチェック体制により、改善点及びディプロマ・ポリシーとの関連性を点検し、評価結果のフィードバックを行っている【資料 4-3-②-8】。

【大学院看護学研究科】

学生による授業評価アンケートを行い、結果を授業担当者へフィードバックし、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて取り組んでいる【資料 4-3-②-9】。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料 4-3-②-1】 アセスメントポリシー・チェックリスト

【資料 4-3-②-2】 三育学院大学ホームページ 求める学生像

(<https://www.saniku.ac.jp/>)

【資料 4-3-②-3】 三育学院大学年報 2025 年度 学修委員会活動報告

【資料 4-3-②-4】 2024 年度三育学院大学授業評価アンケート集計結果

【資料 4-3-②-5】 三育学院大学 IR 委員会調査報告書

【資料 4-3-②-6】 三育学院大学年報 2025 年度 ファカルティ・スタッフディベロップメント委員会活動報告

【資料 4-3-②-7】 三育学院大学学修成果可視化システム(アセスメンター)

【資料 4-3-②-8】 三育学院大学授業概要 (シラバス)

【資料 4-3-②-9】 2025 年度三育学院大学年報「教学委員会活動報告」

〔基準 4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学のカリキュラムは、看護学部の教育理念としてのキリスト教の精神に基づき、聖書

の示すところの人間の「全人的回復」を目指して策定されている。また、神を全ての価値の源として真理を探究し、自己と他者の尊厳を重んじ、より良い社会の形成のために貢献できる看護専門職者を育成することを目的としている。この目的を達成するために、《アドベンチストの信仰と生活：11科目》があり、学生は、人生の身近な問題を考え、語り合い、キリスト教を土台とした幅広い人間観を学ぶことができている。

また、看護の対象となる人々を理解するための《人間の理解：7科目》、異文化やグローバル社会に対応するための知識を学ぶ《文化・社会の理解：6科目》、分析・コミュニケーション能力を高める《情報科学：4科目》、自然界の諸現象を学問的に理解する《基礎科学：4科目》、多様な対象者に対応するための《語学の修得：5科目》を履修することによって、キリスト教を土台とした看護の基礎を学ぶことができている。

さらに、卒業後に看護を発展させていくことを目指した《看護の発展科目：16科目》には、スピリチュアルケア及びスピリチュアルケア実習を設置し、本学のホリスティック・ナーシングの修得を目指している。加えて、本学と理念を同じくする世界の関連教育機関との連携を図り、国際看護への学修機会を設定している。本学の4年間の学びを通して、卒業生は、理念を反映した看護の実践を臨床現場にて展開している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

年度末の自己点検・評価結果が次年度への目標設定に繋がっているかは、把握できていない状況である。次年度の目標設定への評価結果の活用状況を確認することは、次年度の課題である。また、教員を対象としたアセスメンター等の活用状況を把握する必要がある。

DP 到達のための適切な環境の整備として、学生にとっての大学資源の活用（教員との相談機会の活用、授業時間外の面接やメール等）を改めて周知していく。また、校舎等の施設設備の不足については、東京衛生アドベンチスト病院の施設利用等の状況を把握し、効果的な学習に向けた環境整備に努める。

教育課程の評価及び看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）を参照した教育課程の改善点の明確化の結果に基づき、改善に取り組む必要がある。保健師課程、実習指導、国家試験対策についても学生の DP 達成に向けて、教育活動を継続するとともに、課題を明確にし、改善に取り組む。また、高大接続プログラムに関する整備を進め、受験者確保に役立つ資料を提示する。

前回の高等教育評価機構による認証評価の結果として、「ディプロマ・ポリシー達成度の指標として、今後も更に卒業生、就職先、地域などの評価を多角的に把握し、一層の教育改善に努めることを期待する」というコメントを得た。卒業生、就職先、地域などの評価については、今後情報収集を行い、評価に努める。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）を参照した教育課程の改善点を反映したカリキュラムの検討を進めていく予定である。また、高大接続プログラムの制度を整え、学生確保、中等教育機関に在籍する生徒の大学科目の履修について周知を進めていく。さらに、卒業生、就職先、地域などの評価を多角的に行う方法について、検討していく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、「学校法人三育学院寄附行為」第2章目的第3条に定められているように、「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体 of 統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする」教育研究機関である【資料 5-1-①-1】。この目的を実現するために、理事会のもとに経営委員会、さらに教授会が置かれ、教育と研究に係る委員会が教授会のもとに組織されている（図 5-1）。学長が教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項として、学部及び大学院において以下のとおり規程で定めている。学長は自身が定めた審議事項の決定に当たり意見を述べるとともに、教授会で審議された内容は会議毎に承認し、議事録に「学長承認事項」として記録している【資料 5-2-①-2～3】。教授会に意見を聴くことが必要な事項を定める「三育学院大学学長裁定」を令和 5(2023)年 10 月 1 日に施行し【資料 5-2-①-4】、これに伴い大学全体の各種規則・規程の見直しや整合性の確認を教授会、大学運営委員会、理事会等で実施・整備した。また、年度初めの理事会において、前年度の内部質保証の取り組みとしてホームページ上への自己点検評価書の公表や【5-1-①-1】、FD 研修会を通じた学修成果の評価による教育カリキュラムの自己点検サイクルの運用を報告したほか【資料 5-1-①-2】、前回の認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項に対しても必要な取り組みを行った【資料 5-1-①-3】。

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮については、「職務分掌規程」第4条に「学長は、学校法人三育学院理事会の指導の下、理事長の支持に基づき学院を代表し、その運営責任を負い職務を遂行する」と定めている【資料 5-1-①-4】。また令和 5(2023)年度には、「教授会規程」第2条に定める審議事項の改定を行い【資料 5-1-①-5】、教授会の審議事項及び学長のリーダーシップが明確化された体制が継続されている【資料 5-1-①-6】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-1-①-1】 令和 7 年度自己点検評価書

【資料 5-1-①-2】 FD 研修会資料案内および資料

【資料 5-1-①-3】 令和 7 年度 追評価 自己点検評価書

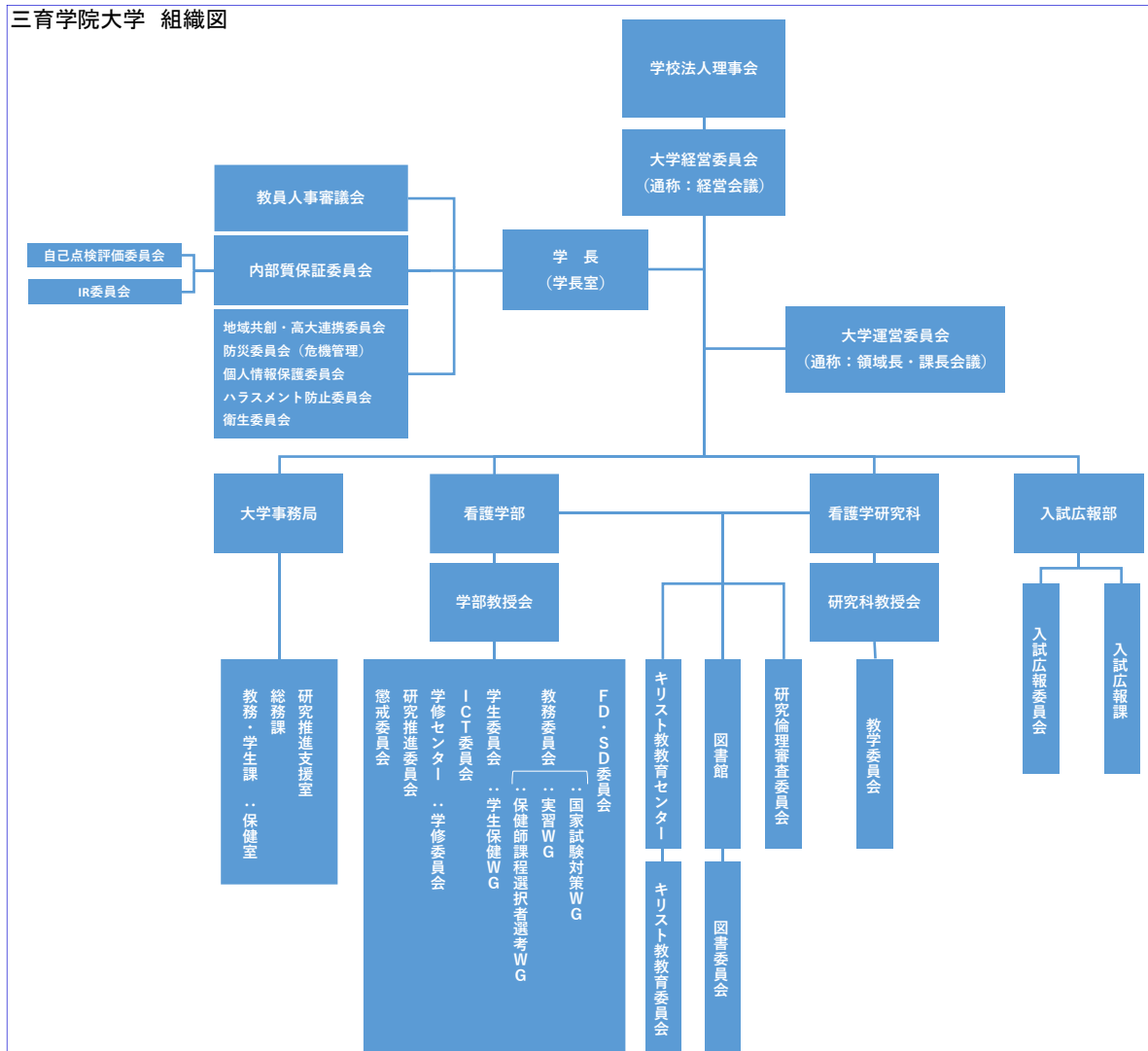
【資料 5-1-①-4】 学校法人三育学院 寄附行為

【資料 5-1-①-5】 三育学院大学看護学部教授会規程

【資料 5-1-①-6】 三育学院大学大学院看護学研究科教授会規程

【資料 5-1-①-7】 三育学院学長裁定

図 5-1 三育学院大学組織図



5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

大学運営に関する重要事項は、大学の最高意思決定機関である経営委員会において審議・決定されている。経営委員会は経営委員長が議長となり、学則の改正、学生募集、教学関連事項、財務・経営などの重要事項を審議・決定することで、学内の意思決定の一元化を図っている。議事は学則や規程等により、学生確保、教学関連事項、学則の改正、財務・経営などが審議されている【資料 5-1-②-1】。これらの運営方針を各委員会に周知徹底するために、学部長が議長を務める教授会を通じて全学に周知徹底される。教授会において、学部長は運営方針を説明するとともに、必要に応じて各委員長（教務・学生・キリスト教育等）に対して具体的な方策の策定を指示する。【資料 5-1-②-2】 このように、学長が大学全体の運営方針を示し、その具現化については、学部長や事務長、さらには各委員長へと段階的に権限を委譲する体制を構築している。これにより、各役職者の権限の適切な分散と、執行における責任の明確化に配慮した管理運営を行っている（図 5-1）。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-1-②-1】三育学院大学経営委員会規程

【資料 5-1-②-2】三育学院大学看護学部教授会規程

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学は大多喜キャンパスと東京校舎の2拠点で教育を展開しており、それぞれの拠点における学生及び教員への柔軟な対応を担保するため、両拠点に教務担当職員を常駐させている。教務組織の責任者である学部長は、主拠点である東京校舎に配置している【資料 5-1-③-1】。業務の効率化と拠点間の格差是正を目的として、クラウド型の教務システムを導入している。これにより、大多喜・東京のいずれの拠点からでも、同一の環境下で教務事務処理が可能となっている。

事務作業の適正化及び負担軽減に向けた役割分担の明確化を進めている。システムを介した直接入力と事後検印体制への移行により、職員のデータ入力作業の負担を軽減し、単純な転記ミスの発生を未然に防止する体制を整えている。また、教員の学術・事務作業の円滑な支援を目的として、学部専属の非常勤職員を配置し、きめ細かな教員支援体制を構築している（表 5-1）。

表 5-1 職員数（令和 7[2025]年 5 月 1 日）

専任職員	非常勤職員	計
12	9	21

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-1-③-1】学内体制

5-2 教員の配置

5-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の本学専任教員数は 26 人、内訳は教授（学長含む）11 人、准教授 5 人、講師 5 人、助教 2 人、助手 3 人であり、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた看護師学校としての教員数を満たすとともに教育目的を達成するために必要十分な教員数を確保している（表 5-2-1）。

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の大学院教員数は、14 人、大学院設置基準としての教員数を満たすとともに教育目的を達成するために必要十分な教員数を確保している。大学院専任教員 14 人の職位別内訳は、教授が 9 人、准教授が 5 人である（表 5-2-2）。

大学院と学部教育の兼務では、大学院専任教員 14 人中 12 人が学部教育を兼務してお

り、大学院専任特任教員は2人で、2人とも研究指導教員である。

表 5-2-1 【学部】専任教員の職位・領域別配置（令和7[2025]年5月）

領域		教授	准教授	講師	助教	助手	計（人・％）	
教養教育科目		2		1			3	12.5
専門基礎教育科目		1					1	4.2
専門教育科目	基礎看護学	1	1	2		1	5	20.8
	地域・公衆衛生看護学	1			1		2	8.3
	地域・在宅看護学	1					1	4.2
	成人・老年看護学	2	1	1	1	2	7	29.1
	小児看護学	1	1	1			3	12.5
	女性看護学		1				1	4.2
	精神看護学		1				1	4.2
計（人）		9	5	5	2	3	24	
％		37.5	20.8	20.8	8.3	12.5		100.0

大学院設置認可当初、設置審から「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施する」との指摘を受けたが、学部と大学院兼任の若手教員確保の本学の方針に従い、学内教員も含め大学院も担当できる教員を採用予定である。

本学の教員採用・昇任については、「三育学院大学教員人事審議会規程」を定めている【資料 5-2-①-1】。選考にあたっては、学長が教員人事審議会を設置し、その議長を務める。教員人事審議会のもとには審査作業部会が設置され、同部会の委員は教員人事審議会において選出される。審査作業部会では、三育学院大学教員資格審査内規に沿って、教育・研究上の業績等について審査を行い、新規採用及び昇任が適切であると認められた者について、教員人事審議会へ提案する。審査作業部会からの提案を受け、教員人事審議会において審議・決議が行われ、その結果については、議長である学長を経て理事会で決議され、学部教授会及び大学院教授会へ報告される。このように、昇任人事についても教員採用時と同様に、適切な選考手続きを経て実施している。

表 5-2-2 【大学院】専任教員の職位・専門領域別配置（令和7[2025]年5月）

専門領域		教授	准教授	計：人数／％	
共通科目		2		2	14.3
専門科目		—	—	—	—
看護学分野 普遍実践	スピリチュアルケア		1	2	7.1
	看護教育学	1		1	7.1
	看護技術論	1		2	7.1
看護学分野 特定実践	成育看護学	1	2	3	18.7
	成人看護学	1	1	2	12.5
	高齢者看護学	2		2	12.5
	地域看護学	1	1	2	12.5
合計：人数		9	5	16	
合計：％		68.7	31.3		100.0

注：学部との兼任及び特任(専任)を含む

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-2-①-1】三育学院大学教員人事審議会規程

5-3. 職員の研修・職能開発

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、大学の理念及び目的を達成するため、教育内容・教育方法の改善ならびに教員の資質向上を目的として、ファカルティ・スタッフディベロップメント（FD・SD）委員会規程【資料 5-3-①-1】に基づき、年間 5 回の研修を企画・運営している。

2025 年度は、教育プログラム 3 回、研究プログラム 2 回の計 5 回を開催し、教育の質保証に向けた具体的課題の明確化と基盤整備を進めた【資料 5-3-①-2～3】。研究倫理に関する研修では、外部講師を招き、「情報リテラシーと守秘義務—学生教育における個人情報保護を再考する—」をテーマとして実施した。本研修では、情報社会を生きる上で必要な情報リテラシーについて、具体的事例をもとに、研究倫理及び学生教育における留意点を中心とした内容が扱われた【資料 5-3-①-2～3】。また、教育関連プログラムにおいては、内部質保証委員会等と緊密に連携し、組織的な教育改善を推進した。とくに、近年重要な課題となっている「生成 AI の基礎と教育における活用の可能性」をテーマに教育研修会を開催した。研修会では、本学における生成 AI 活用の指針として、教員向けの「教職員向け生成 AI 活用ガイドライン」【資料 5-3-①-4】及び学生向けの「学修における生成 AI 活用に関する注意事項」【資料 5-3-①-5】について説明を教員へ行った。さらに、一般社団法人日本私立大学連盟が作成した「大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト」を用い、本学における AI 活用の現状をテーマとしたグループワークを実施した。

以上のように、FD に関する取組については、大学運営・質保証推進会議において立案・計画を行い、毎年度、教育及び研究の両面から適切な FD・SD 研修会を実施している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-3-①-1】ファカルティ・スタッフディベロップメント（FD・SD）委員会規程

【資料 5-3-①-2】2025 年度年報 ファカルティ・スタッフディベロップメント（FD・SD）委員会活動報告

【資料 5-3-①-3】2025 年度 FD・SD 研修会議事録

【資料 5-3-①-4】教職員向け生成 AI 活用ガイドライン

【資料 5-3-①-5】学修における生成 AI 活用に関する注意事項

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学職員としての能力の向上とともに、社会人としての資質向上のため、学内及び学外

の研修等を通し、情報の共有、職務遂行上の連携を図りながら教育理念達成への取り組みを進めている。令和 7(2025)年度より FD・SD 委員会は合同となり、教員組織と連携しながら全体研修を実施し、資質の向上に努めている。令和 7(2025)年度の研修は、8 月 21 日に大多喜キャンパスにおいて、「私学法改正について」をテーマに、法人事務局長による講義が行われた。令和 7(2025)年 4 月施行の私立学校法改正のポイントについて、クイズ形式を取り入れながら、分かりやすい解説がなされた。

続いて、「テーマ別 三育オリジナルマナー研修」と題し、7 つのテーマに基づくマナー研修が実施された。具体的には、①三育職員としての心構え、第一印象を高める身だしなみと姿勢、②チームワーク、③自己紹介・名刺交換・電話対応、④アサーティブ・コミュニケーションー円滑な人間関係の構築ー、⑤マナーとメンタルヘルス（教務課長・衛生管理者）、⑥コーチングスキルの向上、⑦三育で働く者としての資質について、それぞれ職員が講義を担当した。研修後のアンケート（回答率 58.3%）では、「とても良かった」が 93%、「良かった」が 7%であった。自由記載欄には、「対面研修により一体感が生まれ、内容をより深く理解・共感できた」「自分自身を振り返る良い機会となり、学びの多い研修であった」「具体的に実践できる内容が多く、今後に役立つ情報が得られた」などの意見が寄せられた【資料 5-3-②-1】。全体として高い評価が得られた一方、今後はグループワークの導入についても検討していきたい。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-3-②-1】2025 年度第 1 回 FD 研修ポスター（研究懇話会）

2025 年度第 2 回 FD 研修会ポスター（研究倫理）

2025 年度第 3 回 FD・SD 研修会ポスター（カリキュラム改正・ハラスメント防止）

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営管理

1) 研究施設・環境の整備

本学は講師以上の専任教員に対して、原則として個室の研究室（本学は 2 校舎のため、教員によっては 2 校舎に研究室：各 1/2 のスペース）を配置している。助教及び助手に対しては、パーティションで分けたスペースを確保した共同研究室を配置し、視覚的プライバシーに配慮した研究環境を提供している。各教員には PC、机、書架、保管庫、作業台など研究活動に必要な備品類が一通り大学より貸与している。

図書館の蔵書として、令和 2(2020)年度の大学院修士課程の設置に伴い、国内外の看護

学を中心とした資料、特に大学院の教育・研究に関する専門書を系統的に収集してきている。研究教育の遂行にあたり、教員及び学生が活用できる図書館システムとして「医学中央雑誌 WEB」「メディカルオンライン」「EBSCO Host」などを導入しており、学内及びリモートアクセスを利用することで閲覧が可能となっている【資料 5-4-①-1】。また、臨床（本学の実習施設であり隣接している東京衛生アドベンチスト病院）との共同研究を進めやすくするため、臨床教授・臨床准教授や臨地実習施設の看護職者にも図書館の利用を開放している。

2) 研究時間の確保

本学では「就業規則」において、勤務時間として研究日を用いることが可能とされている【資料 5-4-①-2】。新任教員オリエンテーションにおいて、学外における調査・文献収集などの研究活動のために研究日を取得することが週に 1 回までは可能であること、またその取得のための手続き・条件などなどを説明し、研究時間がスムーズに確保できるように支援している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-4-①-1】 三育学院深沢記念図書館ホームページ
(<https://saniku-lib.opac.jp/opac/top>)

【資料 5-4-①-2】 三育学院大学就業規則

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては三育学院大学研究倫理委員会規程【資料 5-4-②-1】を定め、三育学院大学研究倫理規程【資料 5-4-②-2】に則り、倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかについて、三育学院大学研究倫理審査申請手順【資料 5-4-②-3】に従い、研究倫理審査委員会で厳正に審査している。

また、研究費の管理・運営、及び不正使用に関しては、「三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン」【資料 5-4-②-4】及び「三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン」【資料 5-4-②-5】を定め、厳正に運用している。これらの厳格な運用を図り、不正行為防止のための適切な知識取得のため、毎年、全ての教員を対象に研究倫理研修会を FD 委員会と共同開催しており、大学院研究科学生には必修科目「看護研究方法論Ⅰ（総論）」【資料 5-4-②-6】の授業において講義するなど周知徹底を図っている。さらに、教員及び大学院生に対して、研究倫理申請に先んじて研究者のコンプライアンス教育として日本学術振興会などによる「研究倫理 e-ラーニングコース」を利用した研究倫理に対する知識の充実化を図っている。「研究倫理 e-ラーニングコース」は最低 4 年内の受講の義務を内規に定めており、100%の受講率であることから、研究倫理教育が広く浸透してきている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-4-②-1】 三育学院大学研究倫理規程

【資料 5-4-②-2】 三育学院大学研究倫理委員会規程

【資料 5-4-②-3】 三育学院大学研究倫理審査申請手順

【資料5-4-②-4】三育学院大学における公的研究費等の管理・運営に関するガイドライン

【資料5-4-②-5】三育学院大学における公的研究費等の不正行為に関するガイドライン

【資料5-4-②-6】三育学院大学大学院履修要項 pp. 38-39「看護研究方法論Ⅰ（総論）」

5-4-③ 研究活動への資源の配分

1) 教員の個人研究費（一般研究費）

教員に対する主な研究活動支援費用は「三育学院大学教員研究費補助規程」【資料5-4-③-1】に基づき、助手から教授まで職位に応じて、一般研究費として支給されている。この一般研究費は、基本研究費と加算研究費に区分されており、加算研究費に関しては、前年度の研究業績に対してポイントが付与され、加算基準点に達した場合に支給される。

ポイントシステムに関しては、令和3（2021）年度より「三育学院大学教員研究費補助規程」に則った「研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン」【資料5-4-③-2】により実施している。加算基準点は、学会発表や学術論文の掲載など前年度の実績も含めて評価しており、継続して研究活動ができるよう高い基準点には設定されていない。加算基準点に達すれば、一般研究費の基本研究費に加算研究費が加算される。職位別に基本研究費と加算研究費が設定されており、教授職の一般研究費支給額（基本研究費＋加算研究費）は30(20+10)万円、准教授が28(18+10)万円、講師が25(15+10)万円、助教が20(15+5)万円、助手が17(12+5)万円である。

配分された研究費は、学会の年会費、学会・研修会参加費、出張費、物品購入費、文献購入費、データ収集・分析時の経費等に充てられ、研究活動に必要な経費に広く使用可能となっている。

2) 学内共同研究費

学内における研究活動、特に若手教員（講師以下）による研究活動を促進させる目的から、「三育学院大学教員研究費補助規程」に基づき、専任教員が共同で行う研究に対し競争的資金として学内共同研究費を交付している【資料5-4-③-3】。審査は、教員の研究活動を推進する研究推進委員会管理のもとで実施し【資料5-4-③-4】、学長の責任において交付する。研究期間は原則1年とし、総額45万円を上限に交付し、使途は一般研究費に準じる。昨年度までは、毎年1名の応募があり採択され、公布された研究費は順当に活用されてきている。本年度の令和7(2025)年度の実績はなかったため、次年度は未だ交付を受けていない若手教員を中心に応募を奨励していく予定である。

3) 学外研究費獲得支援

学外からの研究費を獲得するため、独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金(科研費)、及び一般財団法人日本私立看護系大学協会の若手研究者研究助成の対象に本学の教員がなるように、研究推進委員会の研究推進チームが研究推進支援室(研究費管理事務)と連携し、研究費獲得のための支援を実施しており、その具体的な支援内容は「2025年度三育学院大学年報」の研究推進委員会活動で報告している【資料5-4-5】。科研費獲得状況については、大学院設置の令和2（2020）年度以降、減少傾向が続いており、科研費も含めた外部研究費獲得に向けても、研究活動支援をより一層充実する必要がある。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 5-4-③-1】三育学院大学教員研究費補助規程

【資料 5-4-③-2】研究費支給に関するポイントシステムのガイドライン

【資料 5-4-③-3】三育学院大学学内共同研究費助成規程

【資料 5-4-③-4】三育学院大学研究推進委員会規程

【資料 5-4-③-5】2025 年度三育学院大学年報（No. 8）「研究推進委員会」

〔基準 5 の自己評価〕

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、教育内容の改善と教職員の資質向上を目指し、計画的かつ組織的な FD・SD 研修を展開している。令和 7(2025)年度は年間 5 回の研修を通じて教育の質保証に向けた基盤整備を進め、外部講師による研究倫理研修では具体的事例を用いた情報リテラシーや個人情報保護の周知を図った。また、生成 AI の活用に向けて教職員・学生双方のガイドラインを策定し、グループワークを通じて本学の現状と課題を組織的に把握し、同年度より FD・SD 委員会を合同化して教職連携の全体研修体制を構築し、私立学校法改正に関するクイズ形式の解説会を実施することで迅速な情報共有を推進することができた。職員の資質向上を目的とした「三育オリジナルマナー研修」では、7 つの実践的テーマを対面形式で実施したことにより職員間の連帯感や一体感が生まれた。本研修は事後アンケートで満足度 100%という極めて高い評価を得ており、業務に直結するスキルの修得と自己を振り返る貴重な機会となった。

（2）自己点検・自己評価や外部による評価で発見された課題など

研修成果が評価された一方で、教育、FD・SD 研修、研究支援の各面においていくつかの課題が明確になった。教育・研修面では、生成 AI の活用に向けた組織的な取組を全学的な教育改善へ具体的に結びつける仕組みづくりや、職員研修におけるアンケート回答率(58.3%)の向上が必要である。今後は、講義形式にとどまらずグループワーク等の参加型プログラムを導入し、職務連携を強化していくことが求められる。また、研究支援面では、昨年度まで順当に活用されていた学内共同研究費への応募が、令和 7(2025)年度は皆無であったため、今後は若手教員を中心に積極的な応募をアプローチする仕組みが必要である。さらに、大学院を設置した令和 2(2020)年度以降、科研費の獲得状況が減少傾向にあるため、研究水準向上の要となる外部資金獲得に向けて公募・申請から採択に至る研究活動支援をより一層充実させていく必要がある。

（3）課題などによる改善状況と今後の取組み予定

キリスト教精神に基づく「三育教育の理念」を具現化する教育研究機関として、本学では理事会、運営委員会、教授会の適切な相互連携のもと、規程に基づき学長のリーダーシップ体制を確立・継続している。組織的かつ迅速なガバナンス体制を基盤として、令和 7(2025)年度の FD・SD 研修成果から見出された課題に対し、全学一体となって強力に取り組みを推進していく予定である。具体的には、生成 AI 活用ガイドラインの具体的な教育改善への結びつけや、職員研修の参加型プログラム化によるアンケート回答率(58.3%)の向上

と職務連携の強化を図り、さらに、学内共同研究費における未交付の若手教員へアプローチの構築、及び令和 2(2020)年度の大学院設置以降、減少傾向にある科研費等の外部資金獲得に向けた申請など、教育・研修・研究支援の各面における組織的な改善に努めていく予定である。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人三育学院は、寄附行為第 3 条にて「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教に基づき、知性と霊性と身体の統合体としての人間形成をめざす三育教育の理念によって学校教育を行うことを目的とする」としている【資料 6-1-①-1】。

三育学院大学は学校法人三育学院の高等教育機関として平成 20（2008）年度に開学した。開学以来、教育基本法及び学校教育法、私立学校教育法を遵守し、学則【資料 6-1-①-2】及び学内諸規程を整備し、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している情報の公開について、「学修成果に係る評価」「学位論文の審査基準」を学内外に公表するなど、法令を遵守して誠実に経営を行っている。

学校経営上、また本学の使命を完遂する上で、管理職や役員（理事・評議員・監事）が個人的な利益を優先することがないように利益相反について規定し【資料 6-1-①-3】、毎年利益相反同意書を交わし、経営規律を遵守し、職務を誠実に勤めることを求めている。

また寄附行為及び法人の諸規程に違反する行為またはその恐れがある場合、早期に発見し、問題を速やかに是正することが出来るように公益通報に関する規程を整備している【資料 6-1-①-4】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-1-①-1】 学校法人三育学院寄附行為

【資料 6-1-①-2】 三育学院大学学則

【資料 6-1-①-3】 利益相反または職務相反に関する規程

【資料 6-1-①-4】 公益通報等に関する規程

【資料 6-1-①-5】 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL

学校教育情報の公開 (<https://www.saniku.ac.jp/education.html>)

【資料 6-1-①-6】 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

財務情報の公開 (<https://www.saniku.ac.jp/education.html>)

【資料 6-1-①-7】 学校法人三育学院 内部統制システム整備の基本方針

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

三育学院大学は「環境にやさしいエコキャンパスの実現」を掲げ、自然に囲まれた広大な敷地も農薬を利用せずに植栽等の管理を行い、自然環境に優しいキャンパス維持に努めている。また節電に心がけ、学内の主電源装置（キュービクル）に消費電力を計測する装置を装着した。その結果、電気量測定装置装着以前よりも約 3 割電力を削減してきた。ク

ールビズなども推奨し、定期的な学内パトロール、学生を含めた省エネの啓蒙教育などを展開し、エコで環境にやさしいキャンパス実現をめざし努力している。

本学は日本の大学でも数少ない寮教育を基本とした大学である。学生は学内に設置されている寮に居住し教育を受けている。教職員の多くはキャンパスに隣接する教職員住宅に居住し学生の安全に対応できる体制である。

学生や教職員の人権については、三育学院大学ハラスメント防止に関する規程【資料 6-1-②-1】が整備され、学生や教職員の基本的な人権が保護されている。アカデミックハラスメントやパワーハラスメントその他の人権侵害が発生した場合には、適切に対応できるようハラスメント防止委員会が設置されている【資料 6-1-②-2】。

安全については寮教育をベースとする大学であることから、防犯、地震、火災、そして食の安全も従前より力を入れている。防犯については、大多喜キャンパスは自然に囲まれた田園地域のため安全であるが、敷地をフェンスで囲い、重要施設には警備会社のセキュリティシステムを導入している。一方、東京校舎は都市部にあるため、校舎の出入口に指紋認証セキュリティシステムを導入し万全を期している。耐震については東日本大震災以前から耐震検査を行い安全と施設管理に心がけている。火災については、施設設備の整備はもとより、大学・寮において毎年防災訓練、退避訓練を実施し不測の事態に備えている。食については、食材を都心より業者を通じて調達していたが、震災時でも供給が可能な近隣の農家から米と野菜を仕入れ、危機管理体制を整えている。

看護の実習時には学外の施設を使用している場合もあり、不測の事態に備え危機管理マニュアルを整備し、実習前に指導を行っている【資料 6-1-②-3】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-1-②-1】 三育学院大学ハラスメント防止に関する規程

【資料 6-1-②-2】 三育学院大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 6-1-②-3】 三育学院大学防災・危機管理規程

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、「学校法人三育学院寄附行為」第 13 条において、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、法人業務の管理運営に関する最高意思決定機関として、法的な責任を有していることを認識し、適切に運営されている。理事会を構成する役員については、「学校法人三育学院寄附行為」第 5 条において理事の定数が 6 人以上 10 人以内、監事の定数が 2 人と定められている。また、第 7 条 1 項 1 号で「学長・校長で理事会において選任した者 1 名」、第 7 条第 1 項 2 号で「前項に掲げ

る者のほか、理事会において選任した者 5 名以上 9 名以内」となっている。

役員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-2-①-1】 予算・決算を承認した際の理事会の議事録

(令和 6[2024]年 3 月 18 日理事会・令和 7[2025]年 5 月 25 日理事会)

【資料 6-2-①-2】 学校法人三育学院寄附行為、学校法人三育学院寄附行為細則

【資料 6-2-①-3】 理事を選任した際の会議体の議事録

令和 7(2025)年 5 月 25 日理事会

令和 7(2025)年 5 月 26 日評議員会

令和 7(2025)年 6 月 11 日理事会

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

寄附行為第 3 条、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に掲げている本学の目的実現に向けて、本学の最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会のもと、学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)を策定し【資料 6-2-②-1~2】、当該計画に基づき単年度ごとの予算を編成し、執行している【資料 6-2-②-3】。さらに、監事による監査のほかに、公認会計士による外部監査を実施することで、目的実現に向けての健全な財政運営を遂行できる体制を整えている【資料 6-2-②-4】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-2-②-1】 学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)

【資料 6-2-②-2】 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

(令和 7[2025]年 1 月 14 日理事会)

【資料 6-2-②-3】 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-②-4】 令和 8 年度監事監査報告書(令和 8[2026]年 6 月 5 日)

6-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

6-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監査のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会及び理事会の諮問機関である評議員会は、令和 7(2025)年度においては理事会 19 回、評議員会を 5 回開催し、「学校法人三育学院寄附行為」に規定する議案の決議を行っている。理事会を構成する理事には、学長及び校長のいわゆる 1 号理事が選任されており、本法人の重要な事項について意思決定に参画している

ほか、評議員会には、教職員が評議員として選任されており、評議員会において諮問事項があった場合には、評議員としての識見に加え、本学の状況を報告し、意見を述べており、本法人の最善なる意思決定のプロセスを実現するべく、意思疎通と連携が図られている。なお大学には、管理運営を担う大学経営委員会の元に教学を担う看護学部・看護学研究科、大学事務局、入試広報部が組織されており、3つの組織が互いに協力・補完しながら運営しているところである。また、経営委員会の下領域長・課長会議を設け、提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員は、寄附行為に従い適切な手続きを経て【資料 6-3-②-1】、法人職員、卒業生、学識経験者が選任されている。評議員会は、寄附行為の規定に基づいて毎年度の予算や事業計画等に関する事項について理事会前に意見を述べ、諮問機関として機能している。なお、多様な経歴を持つ評議員からは客観的かつ多様な意見が出されており、理事会の業務執行の状況に対し、評議員会としてチェックの役割を果たしている。

監事は、寄附行為の規定に基づき、適切な手続き【資料 6-3-②-2】を経て選任されており、理事会及び評議員会に毎回出席して必要に応じて意見を述べている。監査の結果は監査報告書としてまとめ【資料 6-3-②-4】、理事会及び評議員会に報告されている。また内部監査室を設置して、監査業務に協力している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-3-②-1】 評議員を選任した際の会議体の議事録

令和 7(2025)年 6 月 22 日評議員会議事録

令和 7(2025)年 6 月 22 日第 3 号評議員選任委員会議事録

【資料 6-3-②-2】 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

令和 7(2025)年 6 月 22 日評議員会議事録

【資料 6-3-②-3】 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録

(令和 6[2024]年 3 月 18 日理事会・令和 7[2025]年 5 月 25 日理事会)

【資料 6-3-②-4】 令和 8 年度監事監査報告書 (令和 8 年 6 月 5 日)

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務運営の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適正な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-4-① 財務運営の確立

本法人全体の貸借対照表関係比率 (令和 2[2020]年度～令和 7[2025]年度) は下表のとおりである (表 6-4)。固定資産構成比率は 85.7%～83.0%の範囲となり、数値が低い方が望

ましいとされる全国平均の 81.5%（令和 7 年度、以下同じ）とほぼ同じである。流動資産構成比率は高い方が望ましいとされるが、14.3%～17.0%で推移しており、全国平均の 18.5%とほぼ同じとなっている。また、学校法人の資金の調達源泉を分析するうえで最も概括的な重要指標である純資産構成比率では、84.0%～86.9%と全国平均の 78.4%を上回っている。併せて、資金流動性すなわち短期的な支払能力を判断する重要指標の 1 つである流動比率をみると、228.8%～234%の範囲となり令和 7(2025)年度の全国平均の 265.3%をわずかに下回っているが近年は改善傾向にあり、資金繰りに問題はない。一方、負債の割合の適切性をみる総負債比率は全国平均 21.6%に対して 13.1%～16.0%の範囲にあり、健全な財政状況を維持している。

事業活動収支計算書関係比率では、学校における最大の支出要素である人件費比率をみると、53.5%～56.6%の範囲となり、全国平均 44.8%とは隔たりがある。経常収支比率は、2020～2025 年までマイナスとなっており、安定した財政基盤の確立の観点から、今後も経常収支差額の黒字化と資金収支の均衡に取り組んでいく。

表 6-4 貸借対照表関係比率

項 目	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 7 年度 全国平均
固定資産構成比率	85.7%	83.9%	83.1%	83.0%	82.4%	83.0%	81.5%
流動資産構成比率	14.3%	16.1%	16.9%	17.0%	17.6%	17.0%	18.5%
純資産構成比率	86.9%	85.1%	84.2%	84.5%	84.6%	84.0%	78.4%
流動比率	228.8%	205.7%	210.4%	223.1%	234.0%	232.7%	265.3%
総負債比率	13.1%	14.9%	15.8%	15.5%	15.4%	16.0%	21.6%
人件費率	55.5%	54.9%	55.4%	56.6%	53.5%	55.1%	44.8%
経常収支比率	-6.3%	-6.1%	-7.1%	-8.9%	-3.9%	-8.3%	-3.8%

6-4-② 収支バランスの確保

本法人の経常収支差額は、令和 5(2023)年度は-3.9%まで改善したが、令和 6(2024)年度には-8.3%となった。しかしながら資金収支上における収入と支出のバランスは概ね維持されており、設備・備品等の整備に機動的に対応するための手元流動性は確保されている。また、寄付金収入は 2 億 8 千 9 百万円に達し、教育活動を継続するための大きな助けとなっている。支持母体であるセブンスデー・アドベンチスト教会を始め、寄付金募集の活動に力を入れて収支のバランスを確保していく。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適正な財務運営

令和 7(2025)年 1 月 14 日理事会において学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)が承認された【資料 6-4-③-1】。この中で 5 項目の重点戦略が定められ、これに基づき毎年の収支予算及び事業計画が立案されている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-4-③-1】学校法人三育学院第三次中期計画(2024-2028 年度)

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人三育学院経理規程」【資料 6-5-①-1】及び「学校法人三育学院経理規程内規」【資料 6-5-①-2】に基づき、適切に行われている。具体的実務処理は、各校事務担当者において証憑書類を確認の上、学校会計基準に準拠した会計システムであるレーザー学校会計により仕訳処理し、上長が確認を行っている。その後、試算表等を確認して、法人事務局長へ報告・確認が行われている。よって、本学の会計は文部科学省の定める学校法人会計基準、ならびに学校法人経理規程に則って会計処理を実施しており、適正に処理されている。このようにして作成された資料を基に予算の執行状況を確認し、必要に応じて補正予算編成を行い、予算と決算とに大きな隔たりがないように努めている。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-5-①-1】学校法人三育学院経理規程

【資料 6-5-①-2】学校法人三育学院経理規程内規

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は公認会計士による定期監査により、試算表、元帳、証憑書類等の確認を受けている。決算監査時においては、監事が公認会計士監査に立ち会い、意見交換を行っている【資料 6-5-②-1～2】。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 6-5-②-1】学校法人三育学院経理規程

【資料 6-5-②-2】学校法人三育学院経理規程内規

〔基準 6 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 7(2025)年 4 月施行の私立学校法改正に対しては適切な対応で寄附行為の変更及び理事・監事・評議員の改選を行った。また大学の経営改善に対し、理事会直轄で大学経営会議を設置し、関連の医療機関の協力を得ながら、財務の改善・教育活動の改善などが迅速に行われるようになった。また、教育研究活動を充実させていくためには、財務基盤の

強化が必須である。そのための活動として募金や寄付金を獲得していくことは、本校にとって重要な課題である。令和 7(2025)年度の寄附金受入額は、9 千 3 百万円となっている。引き続き、大学経営の根幹に関わるテーマとして取り組んでいく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

継続的な監事監査・内部監査室の業務について課題がある。監事と協議しつつ改善につとめたい。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 8(2026)年度には大多喜キャンパスの LED 化に取り組む予定。寄付金の獲得について引き続き専任の担当者を置くなど取り組みを進める。

Ⅱ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 全人的教育

A-1. 全人的教育を支える HE プログラム

A-1-① HE プログラムの実施

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は「だから、人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」（新約聖書 マタイによる福音書 7 章 12 節）の聖句をもとに、その理念を実現するために “To Make Man Whole Through Christ’s Love” をモットーとしている。そのため、キリスト教の精神に基づき全人的教育活動を実施しており、キリスト教教育委員会を中心に HE プログラム（Holistic Education Program）を運営している【資料 A-1-①-1】。

HE プログラムとは、人間を「霊性」「知性」「身体」「社会性」の 4 つの側面からなる統合的な存在として捉え、それらの調和的発達（全人教育）を目指すとともに、「HE is our Pattern（キリストこそ我らの模範）」の思想のもと、学生一人ひとりがキリストを模範とした品性を主体的に育むことを目的とした、本学独自の教育プログラムである。

本プログラムでは、学生の主体的な選択を尊重する「ポイントシステム（30 分＝1 ポイントを基準とし、学期ごとに必要取得数を設定）」を採用している点が特徴である。運営にあたっては、キャンパス・ミニストリー・センター（CMC）が中核となり、三育学院教会、天沼教会、東京衛生アドベンチスト病院等の外部機関と有機的に連携することで、2025 年度において両キャンパス合わせて 300 を超える多様なプログラムを提供した。

HE プログラムでは、キャンパスの特性を活かした 3 つの領域を設定し、以下の活動に学生が参加した（表 A-1）【資料 A-1-①-2】。

表 A-1 HE プログラムの 3 領域

大多喜キャンパス	東京校舎
スピリチュアル領域 (礼拝・聖書研究会・バイブルウィークなど)	
ネイチャー領域 (園芸活動・樹木観察など)	ホスピタル領域 (病棟でのボランティア活動など)
コミュニティ領域 (地域社会での奉仕活動・交流活動など)	

【スピリチュアル領域】

学生がキリスト教信仰に触れ、神との関係を深める共同体の場として位置づけられている。具体的な活動として、安息日礼拝、夕の礼拝、聖書研究会、スピリチュアルウィーク（東京衛生アドベンチスト病院祈祷週）、バイブルウィーク諸集会、オルガンコンサートな

どが実施した。これらの定例礼拝や正課科目（「聖書Ⅰ～Ⅳ」等）と連動することで、学校生活全体を包括的なキリスト教教育の場としている。

【ネイチャー／ホスピタル領域】

各キャンパスの地理的・環境的特性を最大化した領域である。自然豊かな大多喜キャンパス（ネイチャー領域）では、創造主なる神の業を学ぶ機会として、キャンパス内での園芸活動、野草を食べる会、ホタルを見る会、樹木観察などの自然観察アクティビティを展開した。一方、東京衛生アドベンチスト病院に隣接する東京校舎（ホスピタル領域）では、癒しと奉仕を実践的に学ぶ機会として、病棟での讃美奉仕や、緩和ケア病棟におけるボランティア活動などを実施した。

【コミュニティ領域】

学校という枠を超え、地域社会との関わりを通じて隣人愛を実践する領域である。具体的な活動として、大多喜町近隣の公立高校における「居場所カフェ」での奉仕活動、ベビーシッターボランティア（大多喜町）、海岸清掃ビーチクリーン活動（千葉県御宿町）、子育て支援プログラム（杉並区）、健康祭への協力（東京衛生アドベンチスト病院）、障害者施設への訪問・交流活動（ベテスダホーム[千葉県長生村]）などが広く展開された。

以上の活動評価は、HE プログラム振り返りアンケート調査【資料 A-1-①-3】や日常的な観察や感想文・面談等により実施した。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 A-1-①-1】三育学院大学キリスト教教育委員会規程

【資料 A-1-①-2】HE プログラムハンドブック（学生配布資料）

【資料 A-1-①-3】HE プログラム振り返りアンケート調査

【基準 A の自己評価】

（1）成果が出ている取組み

HE プログラム導入後の学期末に実施した振り返りアンケート調査（参加学生 31 名対象）において以下の結果が見られた。

①学生の方認知能力の確実な成長と行動変容

非認知能力の自己評価に顕著な向上が見られた。具体的には、「協働力」で 28%、「探求心」で 28%、「メタ認知」で 27%の数値向上が確認され、本プログラムが学生の内面的成長を強力に裏付けていることが実証された。また、自由記述からは、障がい者施設訪問による先入観の払拭や、ボランティアを通じた実践的スキルの獲得など、深い洞察を伴う学びの成果が確認されている【資料 A-1-①-3】。

②キリスト教精神及び奉仕活動への関心喚起と内的動機付けへの移行

キリスト教に「興味なし」と回答した学生が 42%から 20%へと半減し、ボランティア活動への関心（「興味あり」が 39%から 55%へ増加）も有意に向上した。さらに、学期前半に習慣化された学生の多くが、プログラムの魅力や他者との交流といった内的動機に導かれて自発的な参加を継続した【資料 A-1-①-3】。

③カリキュラムの戦略的設計による学習習慣の定着と実践力の育成

看護学科においては、高学年次の臨地実習や国家試験準備を見据え、必要取得ポイントを学年進行に合わせて傾斜配分する戦略的設計を採用した。これにより、低学年次のうちに活動を習慣化させ、高学年次における自発的継続を促す基盤を構築している【資料 A-1-①-2】。

④居住形態に応じた柔軟な制度設計と学生の孤立化防止

全寮制中心の大多喜キャンパスでは伝統的なバイブルウィークを継続する一方、自宅通学等の多様な生活リズムを持つ東京校舎では一斉参加型を廃止し、小規模プログラムへポイントを付与する柔軟な対応を行った。これにより、講義・実習外での日常的な交流の場（居場所）が創出され、長年課題であった東京キャンパスにおける学生の孤立化を防ぎ、相互に励まし合えるコミュニティの形成に寄与している【資料 A-1-①-2】。

（2）自己点検・自己評価や外部による評価で発見された課題など

本プログラムは令和 7(2025)年度に導入されたばかりの新規取り組みであるため、学生及び教職員の間で、全人教育の理念を本学の教育活動全体に真に浸透させるためには、プログラムの意図に関する継続的な周知と反復的な啓発が必要である。また、現状の効果測定が単年度の自己評価アンケートに依拠しているため、学生が卒業に至るまでの4年間でどのような全人的成長を遂げるかについて、中長期的な変化を捉える多角的な評価指標や振り返りの仕組みをいかに構築していくかが今後の課題である。

（3）課題などによる改善状況と今後の取組み予定

上記の課題を解決するため、今後は HE の意図を学ぶための学生向けプログラム等を実施するなど、情報発信の機会を増やす予定である。また、キリスト教教育センターと看護学部教員による意見交換会や連絡会議を定期的を開催する仕組みを整え、看護教育の視点から見た HE プログラムのあり方について具体的な協議の場を設けたいと考えている。こうした対話を通じて、全人教育と看護専門教育との有機的な統合を図り、教職員全体が一体となって学生の品性形成と実践力育成を支える環境を構築したい。